

有価証券報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

アイペット損害保険株式会社

(E33935)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【事業等のリスク】	13
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	17
4 【経営上の重要な契約等】	26
5 【研究開発活動】	26
第3 【設備の状況】	27
1 【設備投資等の概要】	27
2 【主要な設備の状況】	27
3 【設備の新設、除却等の計画】	27
第4 【提出会社の状況】	28
1 【株式等の状況】	28
(1) 【株式の総数等】	28
① 【株式の総数】	28
② 【発行済株式】	28
(2) 【新株予約権等の状況】	29
① 【ストックオプション制度の内容】	29
② 【ライツプランの内容】	30
③ 【その他の新株予約権等の状況】	30
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	31
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	31
(5) 【所有者別状況】	32
(6) 【大株主の状況】	33
(7) 【議決権の状況】	33
① 【発行済株式】	33
② 【自己株式等】	33

2	【自己株式の取得等の状況】	34
	【株式の種類等】	34
	(1) 【株主総会決議による取得の状況】	34
	(2) 【取締役会決議による取得の状況】	34
	(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	34
	(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	34
3	【配当政策】	34
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	35
	(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】	35
	(2) 【役員の状況】	41
	(3) 【監査の状況】	44
	(4) 【役員の報酬等】	46
	(5) 【株式の保有状況】	47
第5	【経理の状況】	48
1	【財務諸表等】	49
	(1) 【財務諸表】	49
	① 【貸借対照表】	49
	② 【損益計算書】	51
	③ 【株主資本等変動計算書】	52
	④ 【キャッシュ・フロー計算書】	54
	【注記事項】	55
	【セグメント情報】	72
	【関連情報】	72
	【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	72
	【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	72
	【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	72
	【関連当事者情報】	72
	⑤ 【附属明細表】	74
	【事業費明細表】	74
	【有形固定資産等明細表】	75
	【社債明細表】	75
	【借入金等明細表】	75
	【引当金明細表】	75
	【資産除去債務明細表】	75
	(2) 【主な資産及び負債の内容】	76
	(3) 【その他】	78
第6	【提出会社の株式事務の概要】	79

第7 【提出会社の参考情報】	81
1 【提出会社の親会社等の情報】	81
2 【その他の参考情報】	81
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	82
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月24日
【事業年度】	第15期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	アイペット損害保険株式会社
【英訳名】	ipet Insurance CO.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 山村 鉄平
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目8番7号
【電話番号】	03-5574-8615
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 工藤 雄太
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目8番7号
【電話番号】	03-5574-8615
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 工藤 雄太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
経常収益 (百万円)	6,364	8,128	10,071	12,268	14,941
正味収入保険料 (百万円)	6,363	8,126	10,067	12,212	14,831
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,460	307	297	561	297
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△1,249	106	196	32	851
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
正味損害率 (%)	34.6	36.7	38.8	39.9	42.4
正味事業費率 (%)	50.9	49.5	48.7	48.0	46.4
利息及び配当金収入 (百万円)	1	1	3	30	60
運用資産利回り (インカム利回り) (%)	0.0	0.0	0.1	0.5	0.7
資産運用利回り (実現利回り) (%)	0.0	0.0	0.1	0.8	0.5
資本金 (百万円)	3,064	3,314	3,314	3,315	4,097
発行済株式総数 (株)	2,426,044	4,696,267	4,696,267	4,697,467	5,335,657
(普通株式)	(1,176,044)	(4,696,267)	(4,696,267)	(4,697,467)	(5,335,657)
(A種株式)	(900,000)	(—)	(—)	(—)	(—)
(B種株式)	(350,000)	(—)	(—)	(—)	(—)
純資産額 (百万円)	2,069	2,674	2,886	2,902	5,336
総資産額 (百万円)	5,278	6,978	8,179	9,250	13,574
1株当たり純資産額 (円)	△177.44	569.40	614.62	617.99	1,000.32
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△514.84	43.60	41.86	6.91	161.99
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	157.12
自己資本比率 (%)	39.2	38.3	35.3	31.4	39.3
自己資本利益率 (%)	△46.4	4.5	7.1	1.1	20.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	25.1
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	1,193	1,014	1,304	1,529
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△65	△717	△1,846	△2,048
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	498	△1	△4	1,484
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	—	3,218	3,513	2,966	3,931
従業員数 (人)	198	235	307	363	483
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(38)	(35)	(37)
株主総利回り (%)	—	—	—	—	—
(比較指標：) (%)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
最高株価 (円)	—	—	—	—	4,795
最低株価 (円)	—	—	—	—	3,000

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料
3. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
4. 運用資産利回り(インカム利回り)＝利息及び配当金収入÷平均運用額
5. 資産運用利回り(実現利回り)＝資産運用損益÷平均運用額
6. 経常収益及び正味収入保険料には、消費税等は含まれておりません。
7. 第11期の1株当たりの純資産額については、期末純資産額から残余財産の分配について普通株式に優先する種類株式の払込金額を控除した金額を普通株式及び普通株式と同等の株式(普通株式等)の期末発行済株式数で除して計算しております。なお、種類株式は普通株式と同等と判断し、普通株式等の期末発行済株式数は普通株式と種類株式の合計により算出しております。
8. 第11期において、当社は、経常損失及び当期純損失を計上しております。従来、保険業法第113条繰延資産は、法令及び当社の定款の規定により算出した額を計上しておりましたが、当社の経営状況が安定し同条の規定を適用せずとも十分な資本水準を維持することが可能となったことから、財務内容の健全化を図るため、定款の変更を行うとともに、これを一括償却しております。
この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常損失は2,065百万円、当期純損失は1,602百万円、それぞれ増加しております。
9. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
10. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第12期、第13期及び第14期においては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第11期においては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
11. 第11期から第14期の株価収益率については、2018年4月25日をもって東京証券取引所(マザーズ)に株式を上場いたしましたので記載しておりません。
12. 従業員数は、就業人員数であります。
13. 株主総利回り、比較指標については、第14期までは当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
14. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。
なお、2018年4月25日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
15. 第12期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)の規定に基づき作成しており、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第11期の数値については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算定した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

2【沿革】

当社は、2004年5月に母体となる会社を設立、同年9月より共済事業としてペット共済の募集を行ってまいりました。

2006年4月の改正保険業法の施行に伴い、2008年3月には少額短期保険業者となり、株式会社アイペットとして同年4月からペット医療費用保険「うちの子」及び「うちの子プラス」、2010年2月にはペット手術費用保険「うちの子ライト」の販売を開始しました。

その後、2012年3月に損害保険業免許の取得に伴いアイペット損害保険株式会社に社名変更、2018年4月に東京証券取引所マザーズへの上場を経て現在に至っており、2018年11月には保有契約件数が40万件を突破いたしました。

また、2017年4月には鳥・うさぎ・フェレットのペット医療費用保険「うちの子キュート」の販売を開始し、2018年11月に対象ペットの範囲を拡大しました。

年月	概要
2004年5月	東京都中央区銀座に株式会社スロー・グループを設立
2004年9月	アイペットクラブ健康促進共済事業(任意組合)設立、共済事業を開始
2006年6月	特定保険業者として関東財務局へ届出
2008年2月	株式会社アイペットへ社名を変更
2008年3月	少額短期保険業者として登録
2008年4月	ペット医療費用保険「うちの子」、「うちの子プラス」の販売を開始
2008年12月	東京都千代田区霞が関に本社移転
2010年2月	ペット手術費用保険「うちの子ライト」の販売を開始
2011年2月	株式会社ドリームインキュベータが株式譲渡により当社株式を取得 株式会社ドリームインキュベータの子会社化
2011年12月	保有契約件数10万件突破
2012年3月	金融庁より損害保険業免許を取得 アイペット損害保険株式会社へ社名変更
2012年5月	東京都港区六本木に本社移転
2014年5月	設立10周年
2015年4月	保有契約件数20万件突破
2017年3月	保有契約件数30万件突破
2017年4月	鳥・小動物向けのペット医療費用保険「うちの子キュート」の販売を開始
2018年4月	東京証券取引所マザーズに上場
2018年11月	ペット医療費用保険「うちの子キュート」の対象ペット範囲を拡大 保有契約件数40万件突破
2019年6月	監査等委員会設置会社へ移行

3【事業の内容】

当社は、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という経営理念のもと、2004年よりペット保険事業を行っております。当社が提供しているペット保険には、ペットを家族の一員として飼育しているお客さまがもしもの時に不安なく、安心して「うちの子」に治療を受けさせることができるようにとの思いが込められております。

当社では、様々な顧客のニーズに対応できるよう、複数の商品を取り揃えております。ペット保険への認知が高まるにつれ、当社のペット保険に対する支持が次第に拡大し、保有契約件数が42万件（2019年3月末時点）を突破いたしました。

お客さまと大切なペットが豊かで楽しい生活を送れることがペット共生社会の実現に貢献するものであると考え、今後もペット保険事業を展開し、損害保険会社としての社会的責任を果たしていくことを目指しております。

なお、当社は損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 商品について

当社ではお客さまのニーズに合わせ、ペットの通院から入院・手術まで幅広くカバーした犬・猫向けのペット医療費用保険「うちの子」及び「うちの子プラス」、手術と手術を含む連続した入院に補償を限定し、保険料を抑えたペット手術費用保険「うちの子ライト」、鳥・小動物向けのペット医療費用保険「うちの子キュート」の4つのタイプの商品を販売しております。2018年11月には、幅広いお客さまのニーズにお応えするため、「うちの子キュート」の対象ペットを、鳥・うさぎ・フェレットからカメ・トカゲ・ハリネズミ・モモンガ・リス・プレーリードッグ等のエキゾチックアニマルに拡大する商品改定を実施いたしました。

対象動物	商品名	販売チャネル	商品内容
犬・猫	うちの子プラス	ペットショップ代理店	ペットショップ代理店専用商品で、ペットの体調が不安定になりやすい“ペット購入後1か月間”は診療費を100%補償します。2か月目以降はご契約者さまが選択した補償プラン（70%・50%）に応じて補償します。
	うちの子	全チャネル	ペットの通院・入院・手術の費用を補償プラン（70%・50%）に応じて補償します。犬や猫の病気・ケガをカバーする医療保険です。
	うちの子ライト	全チャネル	高額になりがちな手術費用の補償に特化し、保険料を抑えた商品です。手術と手術を含む連続した入院の費用を最大90%補償します。
鳥・小動物	うちの子キュート	ペットショップ代理店	ペットショップ代理店専用商品であり、鳥・小動物の通院・入院・手術の費用をペット購入の当日から補償プラン（70%・50%・30%）に応じて補償します。
特約			
ペット賠償責任特約			ペットが他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして、法律上の賠償責任を負ったときに損害賠償金や訴訟費用・弁護士報酬等（注）1事故500万円の範囲内で補償する商品となります。 （注）当社の書面による同意を得て支出した場合に限ります。

(2) 販売チャネル（経路）について

当社は、主に、ペットショップ代理店および一般代理店等からなる代理店チャネルと、インターネット等を通じた募集を行うダイレクトチャネルの2つに分類しております。顧客ニーズやシーンに合わせて当社の商品をご案内しております。

①代理店チャネル

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約」に基づき、保険会社に代わって保険募集を行います。当社では、保険会社のために保険契約の媒介のみを行う媒介代理店を通じて保険募集を行っております。

当社は、主に、ペットショップ代理店、一般代理店等に販売を委託しております。

なお、当社の代理店数は、2019年3月末現在、全国で911社であります。

ア. ペットショップ代理店

ペットショップは当社代理店チャンネルの中核代理店であり、2019年3月末現在において717社と代理店契約を締結し、1,766店舗で当社商品を販売しております。

主に、ペットショップ専用商品として、生体購入時から補償が受けられる「うちの子プラス」「うちの子キューート」を販売しております。

イ. 一般代理店

訪問相談や来店型保険ショップ、保険比較サイト等と代理店契約を締結しており、2019年3月末現在において194社と代理店契約を締結し、1,485店舗で当社商品を販売しております。

②ダイレクトチャンネル

代理店を経由せずお客さまが保険に加入する場合、当社コンタクトセンターから商品の説明を受けた後、又は当社が提供する資料やウェブサイト等の内容を確認した後、契約の申込みと保険料の支払手続きを行っていただけます。

また、当社が提供するウェブサイトでは、資料請求や保険料の見積りだけでなく、保険契約締結まで、すべて非対面による手続きが可能となっております。

2018年4月から2019年3月までの新規契約のうち、約4割がインターネット経由での申込みとなっております。

(3) 保険金の支払いについて

当社では、損害保険会社として重要な責務である保険金等の支払いを、ご契約者さまが利用する動物病院によって以下の2通りの方法で行っております。

①アイペット対応動物病院で診療を受ける場合

当社と提携している「アイペット対応動物病院」で診療を受けた場合は、動物病院の窓口で当社が発行している保険証を提示することにより補償額が控除され、ご契約者さまは補償額を除く負担分のみ支払うこととなります。

アイペット対応動物病院は、全国で4,701病院（2019年3月末現在）あり、ご協力いただける動物病院ネットワークを構築しています。当社の保険金請求件数の約8割が対応動物病院の窓口での精算によるものです。

なお、「うちの子ライト」、「うちの子プラス」の100%補償期間（第1保険期間）は窓口での精算ができませんので、ご契約者さまより直接当社への保険金請求が必要になります。

②アイペット対応動物病院以外で診療を受ける場合

ご契約者さまは動物病院にて一旦診療費の全額を支払い、その後、保険金請求書類を当社に郵送します。当社が保険金請求書類を受領した後、原則30日以内に補償割合に応じた保険金を支払います。日本国内の動物病院での診療費が対象となります。

(4) その他サービス等

①クラブアイペット

クラブアイペットとは、当社と提携している全国の様々な施設やお店で、当社のペット保険のご契約者さまが利用できる優待サービスです。トリミングサロンやペットホテルの割引優待のほか、ドッグカフェ、しつけ教室、ペット雑誌、ペットグッズ等の優待・情報サービスを順次追加しております。

②自社メディア

2015年10月より3つの自社メディアの運営を開始しております。

ア. ワンペディア・にゃんペディア

「ワンペディア」・「にゃんペディア」とは、「獣医師をはじめとするペットの専門家の方々から情報をいただき、ペットに関する知識を広く提供する」ために作られた犬・猫辞典です。ペットとの日々の生活の中で生じる様々な問題を解決するための情報をお伝えします。

イ. PEDGE（ペッジ）

「PEDGE（ペッジ）」は、「ペット業界の半歩先を伝える。」をコンセプトに、先進的な取組みや社会的意義のある取組みをされている個人・企業・団体を紹介するインタビューサイトです。ペット業界の従事者、又は同業界に興味・関心がありペット業界のトレンドをいち早く得たいと考えているユーザーの役に立つメディアとなることを目指しております。

(5) 地域・社会に対する取り組み

当社はペット保険会社として、お客さまの声へ真摯に対応し事業に反映するとともに、当社を取り巻く社会課題の解決や環境の改善に貢献することを通じて、経営理念であるペットとの共生環境の向上を目指しております。

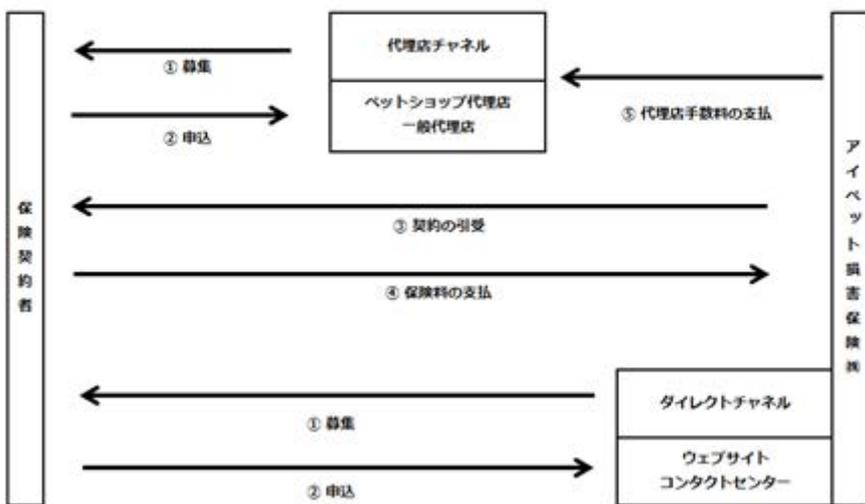
また、CSV基本方針を定め、これらの活動が当社の利益だけではなく、ステークホルダーとの共有価値の創造に繋がるものと考え、実践しております。

この一環として、当社では、前述のような自社メディアの運営による情報発信に加え、小学生を中心とした子どもたちを対象に、動物愛護についての教育を行っている特定非営利活動法人ワンコレクション（東京都港区、代表理事：道躰雄一郎）の活動を支援しております。この活動は、子どもたちに命の大切さを学んでもらうとともに、子どもたちがペットに対する正しい知識を得ることを目的としております。

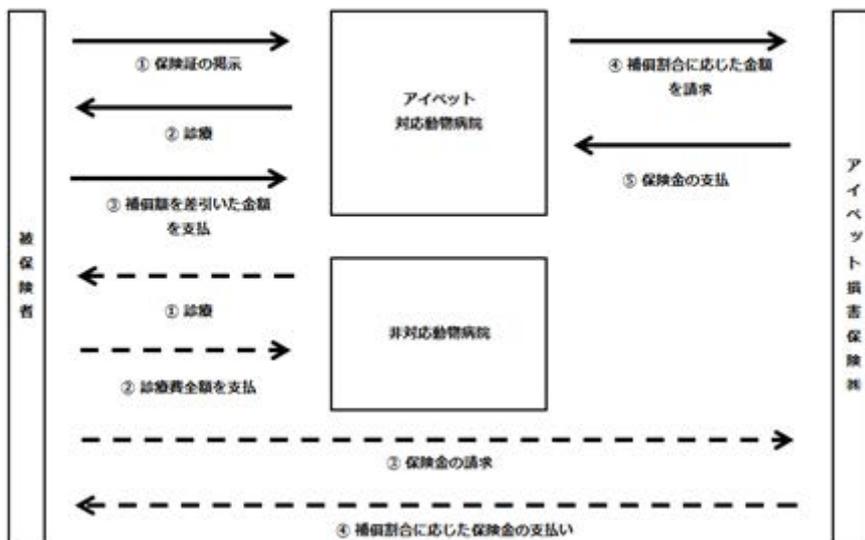
また、本社執務フロア内の自動販売機に、「災害救助犬ボランティア・ベンダー」を設置しています。ボランティア・ベンダーとは、「ボランティア・ベンダー協会」の社会貢献型自動販売機で飲み物を1本購入すると、3円が寄付金となって指定の公益団体へ寄付できるという仕組みです。当社では、「災害救助犬ボランティア・ベンダー」を設置することで、一般社団法人ジャパンケネルクラブの災害救助犬育成活動に寄付を行っています。

事業系統図

【 保険募集管理体制 】



【 保険金支払体制 】



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ドリー ムインキュベ ータ (注)	東京都千代田区	4,964	戦略コンサルテ ィング事業 インキュベ ーション事業	被所有 56.8	役員の兼任あり

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
483 (37)	33.6	2.7	4,013

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー、派遣社員）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が前事業年度末に比べ120名増加しましたのは、主として事業の拡大に伴う期中採用によるものであります。
4. 当社は、損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、経営理念として「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を、また経営ビジョンとして「より安心なペットとの生活を共に創る。」を掲げております。当社では、ペット保険会社としてこれらの実現に向けて、お客さまの様々なニーズに対応できるよう多様な商品・サービスを提供し、企業価値の中長期的増大を図ってまいります。

(2) 経営戦略等

当社はペット保険事業の拡大・強化に努め、2018年7月に「保険事業のさらなる強化」、「持株会社への移行とペットに関わる社会的課題の解決」、「デジタルイゼーションを梃子にした発展」を中長期的な方針とした中期経営計画を公表し、持続的成長に向けた各種施策に取り組んでおります。当事業年度においては、中期経営計画に基づき、以下のような施策を重点的に実施しました。

①リアルチャネルの強化

営業活動につきましては、前事業年度に引き続き、既存のペットショップ代理店との更なる関係深耕を図る一方、当事業年度においては、宇都宮、鹿児島のみならず、青森、新潟の2営業所を開設し、販路拡大に注力しております。なお、2019年4月1日には高松支店を開設し、これにより、現在当社の営業拠点は業界最多の13拠点となっております。

②チャネルの複線化

当社では、継続してネットチャネルにも注力しております。株式会社カカコム・インシュアランスが発表した「価格.com保険アワード2019 ペット保険の部」において、「うちの子」が申込数の多い保険商品として第1位を受賞しました。当社商品としては5年連続での受賞となります。さらに楽天インサイトでの調査においても「うちの子ライト」が手術補償特化型保険で契約件数が6年連続1位となっております。その他、Tアンケート、Pontaリサーチ、東京商工リサーチでの各種調査においてもNo.1を獲得しました。

③ブランド力・認知度向上施策

当社のブランド力、ペット保険の認知度向上に向けては、オウンドメディア等の継続的な活用およびお客さま参加型イベントの開催等を積極的に行いました。具体的には、専門家監修の情報サイト「ワンペディア」、「にゃんペディア」の運営に加え、獣医師が病気・事故対策情報を提供する「うちの子 HAPPY PROJECT」活動の第二弾として異物誤飲対策の啓蒙や、お客さま参加型企画「ワン！にゃん！カレンダー2019」、「第5回ワン！にゃん！かるた」等を実施いたしました。2019年3月には当社が特別協賛した日本最大級のドッグマラソン「アイペット うちの子HAPPYマラソン2019」が千葉県千葉市で開催され、約8,000名が来場しました。また、CSV活動の一環として子どもたちへの動物愛護についての教育の支援、災害救助犬のボランティアバンダーの設置など、お客さまが安心してペットと暮らせる社会の実現を目指す活動を継続して行ってまいりました。さらに、乃木坂46を起用したプロモーションの展開等も継続して実施いたしました。

④商品とサービスの拡充

商品・サービスにつきまして、当社では、犬・猫専用のペット保険「うちの子」「うちの子プラス」「うちの子ライト」、鳥・小動物向けのペット保険「うちの子キュート」を販売しております。2018年11月には、幅広いお客さまのニーズにお応えするため、「うちの子キュート」の対象ペットを、鳥・うさぎ・フェレットからカメ・トカゲ・ハリネズミ・モモンガ・リス・プレーリードッグ等のエキゾチックアニマルに拡大する商品改定を実施いたしました。

⑤対応動物病院数の増加

当社では、動物病院の窓口で保険証を提示すると、その場で自己負担分のみの支払いで診療を受けられる「アイペット対応動物病院制度」を提供しております。この制度を利用することができる対応動物病院数は、当事業年度末で4,701施設（前事業年度より280件増加）と、順調に増加しております。

⑥第一生命ホールディングス株式会社との業務提携

2019年2月に第一生命ホールディングス株式会社と業務提携について基本合意しました。今後は第一生命保険株式会社による当社のペット保険商品の販売、両社のオウンドメディアによる商品の相互案内、商品・サービスの開発や販売促進等の面でのノウハウおよび人材交流等を行うことにより、事業基盤の強化や企業価値の向上ならびに社会的課題の解決に向けた活動の推進を目指してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は持続的な成長に向けて、成長を表す指標である「経常収益」と、事業の成果を示す「未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）」を重要な指標として位置づけております。未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）は、発生主義による利益と同額となり経営実態を適切に反映することから、当該指標を利用しております。

なお、当社は経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」といいます。）及び日本基準に基づく指標（以下「J-GAAP指標」といいます。）の双方によって、経営成績を開示しております。両者の差異は、責任準備金の計算方法によるもので、Non-GAAP指標は未経過保険料方式、J-GAAP指標は初年度収支残方式に基づいております。詳細については、後述の「（普通責任準備金の取扱い：未経過保険料方式、初年度収支残方式による利益について）」をご参照ください。また、未経過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益を開示しております。詳細については、後述の「（異常危険準備金の取扱い：調整後利益について）」をご参照ください。

（普通責任準備金の取扱い：未経過保険料方式、初年度収支残方式による利益について）

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき、未経過保険料残高と初年度収支残高の大きい方を責任準備金として負債計上し、当事業年度の残高と前事業年度の残高の差を繰入額として当事業年度に費用計上します。当社では、初年度収支残高が未経過保険料残高を上回って推移しており、現状、財務会計上は初年度収支残方式によっていますが、当社は社内管理用の指標として未経過保険料方式による損益を重要視しております。理由としまして、未経過保険料方式により算定された利益は、発生主義による利益と同額となるため、期間比較が可能となり当社の経営実態を適切に反映していると考えております。一方で、初年度収支残方式は、収支相等の原則に立脚しており、当事業年度に係る保険料から保険金、事業費を差し引いた残額が、翌事業年度以降の保険金支払い等の原資になるという考え方であり、初年度収支残方式により算出された利益は、発生主義による利益と異なることから期間比較が出来ないと考えております。また、上場企業のうち、初年度収支残方式に基づく損害保険会社が存在しないため、競合他社との比較の観点からも、投資家が当社の業績を評価する上で有用な情報として未経過保険料方式に基づく開示を行っております。なお、これらの数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査又は四半期レビューの対象とはなっておりません。

（異常危険準備金の取扱い：調整後利益について）

異常危険準備金は、異常災害による損害の填補に備えるため、事業年度毎に収入保険料の一定割合を積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている基準損害率を超える場合に、当該損害率を超過した支払保険金相当額について、異常危険準備金の前事業年度残高から取崩すこととされています。当社の損害率は基準損害率よりも低いため、事業年度毎に収入保険料の3.2%を乗じた金額を積み立てております。当社における未経過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益は、競合他社の同指標あるいは類似の指標と算定方法が近似するものであり、比較可能性を高めるものであります。なお、これらの数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査又は四半期レビューの対象とはなっておりません。

(4) 経営環境等

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の回復が継続するなか、企業収益の改善と旺盛な設備投資需要、雇用所得環境の改善が見られるなど、緩やかな景気回復基調が継続いたしました。

ペット業界においては、矢野経済研究所が2019年3月に発行した「ペットビジネスマーケティング総覧 2019年版」によると、2017年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.4%増の1兆5,193億円で推移し、2018年度は前年度比1.5%増の1兆5,422億円と見込まれております。一般社団法人ペットフード協会の調査によると、全国の犬の飼育頭数の推計は近年減少傾向にあり、2018年には8,903千頭、猫の飼育頭数の推計は微増が続き2018年には9,649千頭となっています。一方、2018年の犬・猫の飼育頭数推計の合計値（18,552千頭）は15歳未満の総人口

（15,399千人、2018年11月1日現在（確定値）、総務省統計局 人口推計）を超えており、日本の世帯においてペットが大きな位置づけとなっていることがうかがえます。ペットを大切な家族の一員と考える飼い主さまが増えていることを背景に、ペット一頭あたりへの支出が増加しており、今後もペット関連市場は拡大していくものと予測されております。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 保険会社としての保険引受態勢の向上

損害保険会社は、高い社会性・公共性を有しており、経営の健全性・安定性が強く求められております。当社は、それらを確保すべく、保険募集の適切性を確保するための保険募集管理態勢の強化、適切な保険金等の支払や請求勧奨の実施等のご契約者さまの目線にたった保険金等支払管理態勢の強化、当社に届けられるお客さまの声の業務改善やサービス向上への活用、システム障害や事務ミスに繋がるシステムリスクへの対応、反社会的勢力との関係遮断に

対する取組み強化、保険業法をはじめとする関連法令遵守態勢の強化等に全社で取り組み、保険引受態勢を強化してまいります。

②お客さまの利便性向上

当社はお客さまの利便性向上のため、コンタクトセンターの拡充、ご契約者さま専用マイページの機能拡大、動物病院へのレセプター（動物病院が利用する顧客・会計管理のソフトウェア）導入推進、クラブアイペット（当社加盟店によるご契約者さま向けの優待・情報サービス）のコンテンツ拡充等を実施しております。他にも多彩なサービスを提供し、ご契約者さまとご家族にペットとの幸せな生活を送るためのアイデアと楽しみの提供に取り組んでまいります。

③「ハートのペット保険」のブランディング及び認知度の向上

ペット保険業界はまだ発展途上にあり、保険商品自体もより広く認知されることが必要であると認識しております。そのような中、当社のロゴマークはハートをモチーフとし、多くの方々に親近感の持てる工夫をしております。ハートは「飼い主さまのペットに対する愛情」を表現し、飼い主さまとペットのハートフルな関係、ふれあいをイメージしております。ハートを見たらアイペットとペットの姿を思い浮かべて頂けるよう、TVCMや多彩なWEBコンテンツを展開し、各種ワークショップの開催やペットイベントの開催を行うことで、より多くのお客さまへ認知度を高めてまいります。また、2017年10月より乃木坂46を当社イメージキャラクターとして起用し、様々なメディアを用いて認知度向上を図っております。

④人員体制、人材教育の強化

当社のお客さま主義や収益拡大を実現する組織になるためには、当社従業員の能力の維持・向上、人材の多様性の確保が必要であると考えております。そのため、各分野に秀でた人材の確保はもちろんですが、教育研修制度の整備、人事評価制度の高度化等を積極的に推進し、当社従業員の能力の底上げを図るとともに、多様な人材の確保に努めてまいります。

⑤ERM経営の基盤整備

当社は、リスク・リターン・資本のバランスを勘案したERM（注1）経営に向けた基盤整備を進め、リスク選好の枠組み及びORSA（注2）を活用したERMサイクルの構築による経営管理を行うことで、リスク管理プロセスの着実な実行（PDCAサイクルを有効に機能）等、リスク管理態勢を整備し、より強固な財務基盤を確保する態勢を構築してまいります。

（注）1. ERM（Enterprise Risk Management；統合的リスク管理）は、保険会社が直面するリスクに関して、保険会社の自己資本等と比較・対照し、事業全体でリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

2. ORSA（Own Risk and Solvency Assessment；リスクとソルベンシーの自己評価）は、保険会社・グループが現在及び将来のリスクと資本等と比較し、資本等の十分性の評価を自らが行うとともに、リスクテイク戦略等の妥当性を総合的に検証するプロセスをいいます。

⑥システム強化

当社は、継続的に保有契約件数が増加しております。これに伴い、支払査定や契約管理等の事務手続きが増大することから、事務処理の自動化を積極的に推進してまいります。また、システムの拡張性を確保することにより、計画的に機能を展開し、リーノオペレーションの実現と事務コストの抑制に努めてまいります。

新基幹システムでは分散しているデータベースを一元化するためのベース作りや事務現場における事務作業の廃止を通して、お客さまの満足低下につながる事務ミス等の発生頻度を低減し、お客さまサービスの向上を実現してまいります。また、新契約処理におけるタブレット導入の推進や、保険金請求におけるオンライン請求等の導入等により、業務の効率化を図っております。

⑦資産運用の拡大

当社は、損害保険業を営んでおり、資産運用は本業の一種であります。しかし、その運用資金はご契約者さまから保険料として収受した資金であるため、資産の安全性及び流動性に留意し、財務の健全性を維持した上で、さらに収益性の向上を目指してまいります。

⑧CRMの推進

当社は、新契約件数拡大、継続率の向上へ向けて、CRMを強化してまいります。そのために、基幹システム等の社内システムや資料請求時の情報、各種イベント実施等により、既加入者、未加入者問わず、ペットオーナーの情報を収集し、セグメントに応じて、効率的な施策を実施してまいります。

⑨代理店の管理

当社は、ペットショップ代理店を通じた契約獲得が重要な販売経路となっております。そのため、ペットショップ代理店における販売頭数の減少や代理店契約の解除等がないよう、代理店とのコミュニケーションを強化し、適時に対策を講じてまいります。また、不祥事やお客さまへの不利益が発生し、当社のレピュテーションが低下することのないよう、保険代理店の適切な管理に努めてまいります。

⑩他企業との連携

ペット産業の発展には、ペット業界関係者やペット関連企業との連携が不可欠であると認識しております。このためには、既に協力関係にある企業との連携強化はもとより、自社メディアやクラブアイペットを通して多様な企業と関係を構築していくことが当社の経営理念の実現にとって重要であると考えております。

2【事業等のリスク】

当社の財政状態、経営成績等、投資家の判断に重要な影響を与える可能性があると考えられるリスクには、主に以下のようなものがあります。当社はこれらのリスクを認識した上で、事態発生の回避及び発生した場合の迅速かつ適切な対応に努めます。なお、本項における将来に関する事項は、別段表示のない限り、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1) 保険業法等に係る法的リスク

当社は、保険業法第3条に基づき損害保険業の免許を取得した保険会社であり、監督官庁である金融庁による包括的な規制等の広範な監督下にあります。保険業法等の関連法令では、健全性確保の観点から、「保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（以下「ソルベンシー・マージン比率」とする。）」をモニタリングしており、国内の保険会社はソルベンシー・マージン比率を200%超に維持するよう定められております。

ソルベンシー・マージン比率が基準値より低下し、金融庁から是正措置等が発動された場合に、健全性の回復に向けた業務改善計画の提出・実行、全部又は一部の業務停止を余儀なくされる可能性があります。

また、保険業法は内閣総理大臣に対して免許取消し、業務停止等の保険業に関する広範な監督権限を与えており、原則として金融庁長官にそれらの権限が委任されています。損害保険業の免許は無期限ですが、当社が、法令に基づく内閣総理大臣の処分又は定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書等の基礎書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反した場合、免許に付された条件に違反した場合、又は公益を害する行為をした場合に、保険業法第133条第1項により、内閣総理大臣は当社の損害保険業免許を取り消すことができる旨が定められております。

当事業年度末現在において、当社では上述の事由に該当する事実はありませんが、仮に、当社の免許が取り消されることになれば、当社は事業活動全般に支障を来すとともに、当社の財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社の損害保険事業に係るリスク

①保険引受リスク

保険引受リスクは、経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反して変動すること等により、保険会社が損失を被るリスクです。当社のペット保険は、適正な補償内容及び保険料水準を設定しておりますが、経済情勢や保険事故の発生率、診療費単価水準等が保険料設定時の予測に反して変動した場合、適正な保険料水準を確保できなくなる等の不確実性を内包しております。

②資産運用リスク

資産運用リスクは、保有資産の運用に伴い、保険会社が損失を被るリスクであります。当社は、預貯金の他に、有価証券等を含む多様な資産の運用を行っており、主に以下のリスクを内包しております。

ア. 市場リスク

当社は、株式や債券、外貨建ての有価証券等を保有しており、株価の下落や金利の上昇、為替差損の発生により評価損が生じることにより、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 信用リスク

当社の保有する有価証券等の資産については、発行者等の信用力の低下や破綻、信用市場の混乱により、資産価値の減少や元本・利息の回収ができなくなる等、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ウ. 不動産投資リスク

当社は投資信託を通じ、不動産を保有しておりますが、賃貸料の変動等を要因として不動産に係る収益が減少し、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③流動性リスク

流動性リスクとは、資金確保又は市場取引において、通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。

当社は、保険金の支払い等に対応するために、必要な一定程度の現金・預貯金を確保しておりますが、犬・猫等のパンデミック型の疾病の発生等による急激な保険金の支払い増加により資金繰りが悪化し、通常よりも著しく不利なコストで追加資金の調達や不利な条件での資産売却を余儀なくされることにより、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④代理店に関するリスク

当社の保険商品は、ペットショップ代理店を通じた契約獲得が重要な販売経路となっております。そのため、ペットショップ代理店における販売頭数の減少や代理店契約の解除等が発生した場合には、当社の販売推進力が減退し、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、保険代理店に対するモニタリングが機能せず、不祥事やお客さまへの不利益が発生した場合、当社のレピュテーションの低下又は財務上の損害が発生する可能性があります。

⑤競合リスク

当社が行うペット損害保険事業において、既存の同業他社の拡大、新規事業者の参入等により、商品・サービスや代理店獲得に係る競争が激化した場合、新規の契約獲得の減少、既存契約の解約の増加のほか、広告宣伝費の増加、商品設計や代理店手数料の見直し、あるいは競合他社が協力金等の名目で資金を投下し、代理店の獲得に乗り出してきた際には、こうした攻勢に対応を要する等の理由により収益性が悪化し、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより、当社又はお客さま等が損失を被るリスクです。

当社の事務手続きにおいて重大な過失が発生することにより、事業運営リスクが顕在化した場合や監督官庁による行政処分を受ける場合、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦システムリスク

システムリスクは、システムダウン又は誤作動、セキュリティ対策の不備等が原因となって、当社若しくはお客さま等が損失を被るリスクです。

当社は、自然災害・大規模災害、事故、サイバー攻撃等による不正アクセス及び情報システムの開発・運用にかかると不備等により、情報システムの停止・誤作動・不正使用が発生するシステムリスクを一定程度に抑える対応を実施しておりますが、重大なシステム障害を始め全データの消失等の想定外な事象の発生により当社の情報システムが機能しなくなり、事業中断を余儀なくされた場合に、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧システム開発プロジェクトに係るリスク

当社は、ペット保険市場の拡大に伴い継続的に保有契約件数が増加しており、2019年3月末時点において、保有契約件数は42万件となっております。当社は、システムの拡張性の確保や事務処理の自動化を実現することで今後の業容拡大に対応すべく、2017年9月より新たな基幹システム開発プロジェクトを推進しており、2020年1月の基幹システム更新を予定しております。当事業年度末現在においてプロジェクトは概ね計画通りに進捗しておりますが、今後、何らかの理由によりプロジェクトが遅延又は中断した場合には、プロジェクト費用の増加、新商品開発の遅延、既存システムの継続使用によるコスト増、固定資産除却損の発生等により、当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、その他のシステム開発においても開発費用が資産計上されるため、一定の投資後に開発計画が中断した場合は除却損の発生等を通じて経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨情報漏えいに係るリスク

当社は、保険事業における契約者情報をはじめ代理店や動物病院等の情報等、多数の個人情報及び当社の機密に関わる情報を取り扱っております。これらの情報に関しては、当社の情報セキュリティ態勢を整備し、厳重に管理しておりますが、当社又は外部委託先のシステムへの不正アクセスやコンピューターウイルスの感染等により、情報が流出する事故が発生した場合には、社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する損害賠償金の支払い等により、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩社会情勢や法規制の変更に伴うリスク

近年、犬の飼育頭数は微減、猫の飼育頭数は微増傾向で推移する一方、ペットに対する健康意識の高まりによる動物病院の利用拡大とペット医療の高度化により、ペット保険の利用頻度や認知度は向上しております。この結果、ペット保険市場は拡大を続け、2018年度の市場規模は713億円（前年度比116.2%）※と見込まれております（※矢野経済研究所「ペットビジネスマーケティング総覧 2019年度版」）。しかしながら、今後経済環境の変化等によりペット飼育頭数の著しい減少やペット保険の普及率の伸び悩みといった事象が発生した場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が行う損害保険事業は保険業法、金融商品取引法その他の法令による規制を受けておりますが、ペット保険の販売に特化している特性上、動物愛護法等ペット業界に関連する法令の新設、改正等が、当社のペット保険の販売環境に影響を与える可能性があります。

⑪大規模災害等における事業継続性に係るリスク

当社では、首都直下型地震等の大規模な自然災害や新型インフルエンザのような感染症の大流行により、不測の事態に備えて、BCP（事業継続計画）の策定をはじめとする危機管理態勢を整備することにより、事業中断期間を一定程度に抑え、継続的に事業を行える態勢を整備しておりますが、この事業継続計画の想定を超えるような大規模災害等が発生した場合に、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫風評リスク

マスコミ報道やインターネット上の書き込み等で、当社に対する否定的な風評が発生し流布した場合に、それが事実に基づくものであるか否かに関わらず、当社の社会的信用に影響を与える場合があります。当社では、これらの風評の早期発見及び影響の極小化に努めておりますが、悪質な風評が流布した場合には当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬訴訟リスク

当社は、弁護士等と相談しながら訴訟の発生リスクを極小化しており、当事業年度末までのところ重大な訴訟問題は発生しておりません。しかし、損害保険事業に関する訴訟においては、当社が不利な結果を被る可能性もあり、将来にわたって当社の経営成績に影響を及ぼす訴訟や係争が発生する可能性があります。また、同様に、他社が係争中の訴訟において、損害保険会社に不利な判決が下された場合においても、潜在的な訴訟リスクや顧客対応にかかる事務コストの増加につながる場合があります。これらの結果、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑭普通責任準備金の積立基準が変更されるリスク

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき、事業年度毎に、普通責任準備金として未経過保険料残高と初年度収支残高の大きい方を負債計上し、当事業年度の残高と前事業年度の残高の差分を繰入額として当事業年度に費用計上します。未経過保険料残高は、保険契約の未経過期間に対応する保険料の合計額であります。一方、初年度収支残高は、「保険料＝保険金＋営業費及び一般管理費」が成り立つことを前提とする理論であり、毎決算日において当年度契約に係る利益相当額は普通責任準備金として負債計上されます。

当社では、初年度収支残高が未経過保険料残高を上回って推移しており、現状、初年度収支残高によっていますが、今後、未経過保険料残高が初年度収支残高を上回り、未経過保険料残高によることとなった場合、繰入額が大幅に変動することにより、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

参考情報として、直近5年間の未経過保険料残高・繰入額、初年度収支残高・繰入額及びそれぞれの方式による経常利益は以下のとおりで推移しております。

なお、当社では社内管理用の指標として未経過保険料方式による損益を重視しており、未経過保険料方式による経常利益は、「初年度収支残方式による経常利益＋初年度収支残方式による繰入額－未経過保険料方式による繰入額」により算出されます。

(単位：百万円)

決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
初年度収支残高	1,676	2,135	2,612	3,018	3,832
未経過保険料残高	818	1,922	2,351	2,874	3,533
初年度収支残方式による繰入額	116	458	477	405	814
未経過保険料方式による繰入額	177	1,103	429	522	658
初年度収支残方式による経常利益	△1,460	307	297	561	297
未経過保険料方式による経常利益	△1,521	△336	345	444	453

(注)未経過保険料の算定方法は、従来、純保険料を基礎とした1/24法（月央基準）によっておりましたが、顧客保護の観点から、より保守的に責任準備金を積み立てるため、2016年3月期において営業保険料を基礎とした1/12法（月末基準）に変更しております。

⑮異常危険準備金の取崩しが発生するリスク

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第2号に基づき、異常危険準備金を責任準備金として負債計上する必要があります。異常危険準備金は、異常災害による損害の填補に備えるため、事業年度毎に収入保険料の一定割合を積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている基準損害率を超える場合に、当該損害率を超過した支払保険金相当額について、異常危険準備金の前事業年度残高から取崩すこととされています。

当社が扱うペット保険においては、取崩しの判断基準となる損害率は50%であるところ、当社の損害率はこの基準損害率を下回るため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を事業年度毎に積み立てておりますが、今後、当社の損害率が上昇した場合は、取崩しが発生することにより、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、直近5年間の異常危険準備金繰入額及び残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
異常危険準備金繰入額	204	260	322	391	475
異常危険準備金残高	773	1,034	1,356	1,748	2,223

⑯親会社グループとの関係について

当社の親会社は株式会社ドリームインキュベータであり、当事業年度末現在で当社発行済株式総数の56.8%を所有しております。親会社は、戦略コンサルティング事業及びインキュベーション事業を主たる事業としております。同社はインキュベーション事業の一環として、2011年2月に当社を子会社化しております。

ア. 親会社グループにおける当社の位置付け

当社は、親会社グループの事業のうち、インキュベーション事業に区分されますが、2019年3月期における親会社のセグメント開示では、開示基準に従い、保険セグメントとして営業投資セグメントから独立して掲記されております。また、当社への投資はインキュベーション事業の一環であるという親会社の経営方針に照らし、当社株式は、最終的に全て売却される予定です。なお、親会社グループ企業において当社と競合する事業を営む会社は存在せず、現時点において、今後も競合が想定される事象はないものと認識しておりますが、将来的に親会社の経営方針に変更が生じた場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 親会社グループとの取引関係

当社と親会社グループとの取引は生じておりません。

ウ. 親会社グループとの資本関係

当社は、自らの経営責任を負って独立した事業経営を行っておりますが、当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータは当社発行済普通株式の56.8%（当事業年度末現在）を所有しており、当社は同社の連結子会社となっております。また、親会社は当社株式を最終的に全て売却する予定ですが、当面は連結を維持する方針であります。

このような影響力を背景に、親会社は当社の株主総会における取締役の任免等を通じて当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあることから、議決権の行使にあたり、親会社の利益は、当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。

また、親会社における今後の当社株式の保有方針及び処分方針によっては、当社株式の流動性や市場価格等に影響を及ぼす可能性があります。

エ. 親会社グループとの人的関係

本書提出日現在、当社の取締役である原田哲郎は、親会社である株式会社ドリームインキュベータの取締役を兼務しております。同取締役は、その豊富な経営経験に基づく知見の活用等を目的として、当社が招聘したものであり、親会社からの独立性は確保されている状況にあります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

① 当事業年度の経営成績（Non-GAAPベース）

（単位：百万円）

決算年月	2018年3月期	2019年3月期	増減金額	増減率
経常収益	12,268	14,941	2,673	+21.8%
未経過保険料方式による経常利益	444	453	9	+2.1%
未経過保険料方式による当期純利益	△81	963	1,045	—
調整後経常利益	835	929	93	+11.1%
調整後当期純利益	309	815	506	+163.6%

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、穏やかな回復基調で推移いたしました。

当事業年度においては、新たに2支店（宇都宮、鹿児島）と2営業所（青森、新潟）を開設し更なる営業基盤の拡充を図るとともに、鳥・小動物向けのペット保険「うちの子キュート」の対象ペット範囲を従来、鳥・うさぎ・フェレットのみであったところ、ハリネズミ・モモンガ・リス・プレーリードッグ・ハムスター・テグー・チンチラ・ネズミ・モルモット・トカゲ・カメレオン・イグアナ・カメ等を追加し2018年11月より拡大しました。また、乃木坂46を起用したプロモーションの実施、当社初の試みであるドッグマラソンイベント「アイペットうちの子HAPPYマラソン2019」の特別協賛等、ペット保険の裾野を広げる各種認知度向上施策を行った結果、保有契約件数は423,352件（前事業年度末より67,839件増加、同19.1%増）となり、当事業年度における経常収益は14,941百万円（前年同期比21.8%増）となりました。

経常費用は、デジタルイゼーションを推進すべくRPAの導入を開始し事務部門のコスト削減を図る一方で、保険契約の伸展に伴う責任準備金及び新規契約獲得に係る事業費の増加や、保険金請求件数の増加による正味支払保険金や損害調査費の増加により、14,487百万円（同22.5%増）となりました。この結果、経常利益は453百万円（同2.1%増）となりました。

また、前事業年度において当時の基幹システム開発作業の遅延に伴い計上した特別損失（固定資産処分損）に対して、当事業年度にシステム開発を委託していた取引先から受け取った和解金170百万円を特別利益として計上したこと、税効果会計における企業分類の変更を行ったこと等により法人税等調整額を利益項目として720百万円計上したことなどにより、当期純利益は963百万円となりました。

調整後利益は異常危険準備金の影響を除いて算定されるため、税効果会計における企業分類の変更による影響は小さくなり、法人税等調整額を利益項目として97百万円計上しました。この結果、調整後経常利益は929百万円（同11.1%増）、調整後当期純利益は815百万円（同163.6%増）となりました。

なお、当社は損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

経営成績の分析は以下のとおりであります。

ア．経常収益

当社の経常収益は、主として保険引受収益及び資産運用収益から構成されます。

（単位：百万円）

	2018年3月期	2019年3月期	増減金額	増減率
保険引受収益	12,212	14,831	2,619	+21.5%
資産運用収益	50	60	10	+20.3%

(保険引受収益)

保険引受収益は当事業年度に獲得した新規契約と前年度以前に獲得した継続契約から構成されます。全チャンネルを合計した新規契約件数は順調に増加し、前事業年度を上回る結果となりました。また、継続率は前年同期と比較して0.1pt減少しているものの、90.1%と高水準を維持しております。

今後の更なる新規契約の獲得に向け、メインチャンネルの強化に加えて新たな販売チャンネルを開拓し、チャンネル複線化を進めてまいります。また、2019年4月1日付けで、第一生命ホールディングス株式会社との業務提携基本契約書を締結しており、同社傘下の第一生命保険株式会社による当社のペット保険商品の販売等により新規契約獲得に寄与するものと考えております。継続契約に関しては、お客さまとの接点強化により、継続率の維持向上を図ってまいります。

(資産運用収益)

中長期的に安定した資産運用収益の獲得を目的として、市場リスクの低い債券・投資信託を中心に積み上げた運用資産により、利息及び配当金収入等による資産運用収益は60百万円となりました。一方、世界の景気後退等に伴う株式市況の悪化により資産運用費用は15百万円、当事業年度末におけるその他有価証券評価差額金は14百万円となりました。

今後も運用資産の構成比を見直すことでリスクコントロールを適切に行いながら、運用資産の拡大を図り収益性の向上を目指してまいります。

イ. 経常費用

経常費用は、主として発生損害額、事業費から構成されます。

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期	増減金額	増減率
発生損害額	5,039	6,450	1,411	+28.0%
事業費	5,860	6,882	1,022	+17.4%

発生損害額＝正味支払保険金＋支払備金繰入額＋損害調査費

事業費＝営業費及び一般管理費＋諸手数料及び集金費

(発生損害額)

保有契約件数の増加に伴う保険金請求件数の増加等により、発生損害額は6,450百万円（前年同期比28.0%増）となりました。

E/I損害率（注1）は、保険金請求件数及び保険金請求単価の上昇による保険金支払額の増加により、前年同期より2.4pt上昇し、45.5%となりました。保険契約に加入しているペットの年齢上昇、医療費の値上がり等とともに上昇するため、今後も緩やかな上昇が継続すると考えております。

(事業費)

保険事業の拡大により人件費や代理店に支払う手数料が増加しました。加えて、メイン販売チャンネルへの先行投資等により、事業費は6,882百万円（前年同期比17.4%増）となりました。一方で、既経過保険料ベース事業費率（注2）は、業務効率の向上により48.6%となりました。

上記の結果、E/I損害率と既経過保険料ベース事業費率を合計したコンバインド・レシオ（注3）は、前年同期より0.8pt上昇し、94.1%となりました。今後も引続きやデジタルライゼーションの推進等の投資により業務効率を高め、E/I損害率の上昇を吸収できるように既経過保険料ベース事業費率を低減させ、長期的にはコンバインド・レシオが低下するように努力してまいります。

	2018年3月期	2019年3月期	増減pt
E/I損害率	43.1%	45.5%	+2.4
既経過保険料ベース事業費率	50.1%	48.6%	△1.5
コンバインド・レシオ	93.3%	94.1%	+0.8

(注) 1. E/I損害率：発生損害額により算定した損害率

(正味支払保険金＋支払備金増減額＋損害調査費) ÷ 既経過保険料にて算出

2. 既経過保険料ベース事業費率：発生ベースの事業費率

事業費 ÷ 既経過保険料にて算出

3. コンバインド・レシオ

E/I損害率＋既経過保険料ベース事業費率にて算出

②初年度収支残方式による経営成績（J-GAAP）の状況

保険引受収益14,831百万円、資産運用収益60百万円等を合計した経常収益は、14,941百万円（前事業年度比21.8%増）となりました。一方、保険引受費用9,398百万円、営業費及び一般管理費5,224百万円などを合計した経常費用は14,643百万円（同25.1%増）となり、その結果、経常利益は297百万円（同47.0%減）、当期純利益は851百万円（同2521.2%増）となりました。

③Non-GAAP指標からJ-GAAP指標への調整

未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）から初年度収支残方式による経常利益（J-GAAP）への調整は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

決算年月	2018年3月期	2019年3月期
未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）	444	453
未経過保険料方式による普通責任準備金繰入額（イ）	522	658
初年度収支残方式による普通責任準備金繰入額（ロ）	405	814
差額（イーロ）	117	△155
初年度収支残方式による経常利益（J-GAAP）	561	297

また、未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）から調整後経常利益（Non-GAAP）への調整は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

決算年月	2018年3月期	2019年3月期
未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）	444	453
異常危険準備金影響額	391	475
調整後経常利益（Non-GAAP）	835	929

さらに、未経過保険料方式による当期純利益（Non-GAAP）から調整後当期純利益（Non-GAAP）への調整は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

決算年月	2018年3月期	2019年3月期
未経過保険料方式による当期純利益（Non-GAAP）	△81	963
異常危険準備金影響額	391	△147
調整後当期純利益（Non-GAAP）	309	815

なお、未経過保険料方式、初年度収支残方式による普通責任準備金残高及び異常危険準備金残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

決算年月	2018年3月期	2019年3月期	増減額
未経過保険料方式による普通責任準備金残高（Non-GAAP）	2,874	3,533	658
初年度収支残方式による普通責任準備金残高（J-GAAP）	3,018	3,832	814
異常危険準備金残高	1,748	2,223	475

④保険引受の状況

ア. 保険引受利益 (J-GAAP)

区分	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日) (百万円)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日) (百万円)	対前年増減 (△) 額 (百万円)
保険引受収益	12,212	14,831	2,619
保険引受費用	6,983	9,398	2,415
営業費及び一般管理費	4,713	5,224	510
保険引受利益	515	208	△306

(注) 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

イ. 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

区分	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)			当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△) 率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△) 率 (%)
ペット保険	12,212	100.00	21.3	14,831	100.00	21.5
合計	12,212	100.00	21.3	14,831	100.00	21.5
(うち収入積立保険料)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 元受正味保険料 (含む収入積立保険料) とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。(積立型保険の積立保険料を含みます。)

ウ. 正味収入保険料

区分	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)			当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△) 率 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△) 率 (%)
ペット保険	12,212	100.00	21.3	14,831	100.00	21.5
合計	12,212	100.00	21.3	14,831	100.00	21.5

エ. 正味支払保険金

区分	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)			当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		
	金額 (百万円)	対前年増減 (△) 率 (%)	正味損害率 (%)	金額 (百万円)	対前年増減 (△) 率 (%)	正味損害率 (%)
ペット保険	4,523	24.7	39.9	5,788	28.0	42.4
合計	4,523	24.7	39.9	5,788	28.0	42.4

(注) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) / 正味収入保険料

⑤資産運用の状況

ア. 運用資産

区分	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
預貯金	4,666	50.4	5,035	37.1
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	2,160	23.4	3,566	26.3
貸付金	25	0.3	119	0.9
土地・建物	29	0.3	46	0.3
運用資産計	6,881	74.4	8,768	64.6
総資産	9,250	100.0	13,574	100.0

イ. 有価証券

区分	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	303	14.1	616	17.3
株式	—	—	164	4.6
外国証券	200	9.3	238	6.7
その他の証券	1,656	76.7	2,547	71.4
合計	2,160	100.0	3,566	100.0

ウ. 利回り

(ア) 運用資産利回り (インカム利回り)

区分	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)			当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		
	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)
預貯金	1	4,839	0.0	3	5,583	0.1
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	28	1,384	2.1	56	3,253	1.7
貸付金	0	19	1.6	0	44	1.6
土地・建物	—	64	—	—	37	—
小計	30	6,308	0.5	60	8,919	0.7
その他	—	—	—	—	—	—
合計	30	—	—	60	—	—

(注) 1. 収入金額は、損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額であります。

2. 平均運用額は、原則として各月末残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

(イ) 運用資産利回り (実現利回り)

区分	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)			当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		
	資産運用損益 (実現ベース) (百万円)	平均運用額 (取得原価 ベース) (百万円)	年利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース) (百万円)	平均運用額 (取得原価 ベース) (百万円)	年利回り (%)
預貯金	1	4,839	0.0	1	5,583	0.1
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	48	1,384	3.5	43	3,253	1.3
貸付金	0	19	1.6	0	44	1.6
土地・建物	—	64	—	—	37	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	50	6,308	0.8	44	8,919	0.5

(注) 1. 資産運用損益(実現ベース)は、損益計算書における「資産運用収益」の金額から「資産運用費用」を控除した金額であります。

2. 平均運用額(取得原価ベース)は、原則として各月末残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

3. 資産運用利回り（実現利回り）にその他有価証券の評価差額等を加味した時価ベースの利回り（時価総合利回り）は以下のとおりであります。

なお、資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増減額を加減算した金額であります。

また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）を加減算した金額であります。

区分	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)			当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		
	資産運用 損益等 (時価ベース) (百万円)	平均運用額 (時価ベース) (百万円)	年利回り (%)	資産運用 損益等 (時価ベース) (百万円)	平均運用額 (時価ベース) (百万円)	年利回り (%)
預貯金	1	4,839	0.0	1	5,583	0.1
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	31	1,403	2.3	62	3,256	1.9
貸付金	0	19	1.6	0	44	1.6
土地・建物	—	64	—	—	37	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	33	6,327	0.5	63	8,921	0.7

(2) 財政状態

①資産、負債及び純資産の状況及び分析

(資産の部)

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べ4,324百万円増加し、13,574百万円となりました。その主な要因は、現金及び預貯金369百万円の増加、運用資産の積上げによる有価証券1,406百万円の増加、事業規模拡大に向けた基幹システム等の無形固定資産965百万円の増加、税効果会計における企業分類の変更等による繰延税金資産750百万円の増加によるものであります。

(負債の部)

当事業年度末の負債は、前事業年度末に比べ1,890百万円増加し、8,237百万円となりました。その主な要因は、保有契約件数の増加に伴う保険契約準備金1,458百万円の増加によるものであります。

(純資産の部)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ2,433百万円増加し、5,336百万円となりました。その主な要因は、新規上場に伴う増資等による資本金及び資本剰余金1,565百万円の増加、当期純利益の計上による利益剰余金851百万円の増加によるものであります。

②ソルベンシー・マージン比率の状況及び分析

当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、前事業年度末に比べ96.6pt増加し、381.4%となりました。その主な要因は、前述の純資産の増加によりソルベンシー・マージン総額がリスクの増加を大きく上回ったことによるものであります。ソルベンシー・マージン比率は行政当局の求める200%を超えており、当事業年度末時点において懸念すべき事項もないため、財務の健全性は良好であると判断しております。

	前事業年度 (2018年3月31日) (百万円)	当事業年度 (2019年3月31日) (百万円)
(A) ソルベンシー・マージン総額	4,659	7,584
資本金又は基金等	2,906	5,322
価格変動準備金	3	7
危険準備金	—	—
異常危険準備金	1,748	2,223
一般貸倒引当金	1	1
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	2	30
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{\{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2\}+R5+R6}$	3,272	3,976
一般保険リスク（R1）	3,156	3,826
第三分野保険の保険リスク（R2）	—	—
予定利率リスク（R3）	—	—
資産運用リスク（R4）	285	419
経営管理リスク（R5）	103	127
巨大災害リスク（R6）	—	—
(C) ソルベンシー・マージン比率（%） [(A)/(B)×1/2]×100	284.8	381.4

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<ソルベンシー・マージン比率の考え方>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが「ソルベンシー・マージン比率」であります。
- ・「通常の予測を超える危険」
 - a 保険引受上の危険、b 予定利率上の危険、c 資産運用上の危険、d 経営管理上の危険、e 巨大災害に係る危険の総額をいいます。
 - a 保険引受上の危険（一般保険リスク）（第三分野保険の保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
 - b 予定利率上の危険（予定利率リスク）：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - c 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - d 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
 - e 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

(3) キャッシュ・フロー

①キャッシュ・フローの状況及び分析

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ964百万円増加し、3,931百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,529百万円の収入（前年同期比224百万円の収入増加）となりました。これは主に、税引前当期純利益464百万円の計上、保険事業の拡大に伴う責任準備金の増加1,289百万円、その他資産の増加△526百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2,048百万円の支出（前年同期比201百万円の支出増加）となりました。これは主に、定期預金の払戻しによる収入594百万円、運用資産の積上げによる有価証券の取得による支出1,387百万円、事業規模拡大に向けた基幹システム等の無形固定資産の取得による支出922百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,484百万円の収入（前年同期比1,489百万円の収入増加）となりました。これは主に、新規上場に伴う株式の発行による収入1,449百万円によるものであります。

②資本の財源

当事業年度は保険料収入等の営業活動及び新規上場に伴う増資等の財務活動により調達した資金を、主に有価証券の取得及び無形固定資産の取得に使用いたしました。

③資金の流動性

当社の資金の流れは、ご契約者さまから保険料として資金を収受し、補償開始日以降に発生した事故に対して保険金を支払います。このため当社は、遅滞無く保険金の支払いを履行するのに十分な資金及び流動性を確保することが重要であると認識しております。支払能力の確保に関しては、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程を設け、適切に運用することで十分な資金及び流動性を確保しております。

(4) 生産、受注及び販売の実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産、受注及び販売の実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(5) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には、経営者による会計方針の選択適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表（重要な会計方針）」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針の適用が、財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

①繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、将来の課税所得を合理的に見積っております。将来の課税所得は過去の業績等に基づいて見積っているため、将来において経営環境の変化により課税所得の見積りが大きく変動した場合、税制改正によって法定実効税率が変化した場合等においては、繰延税金資産の回収可能額が変動する可能性があります。

②有価証券の減損

その他有価証券について、時価が取得原価に比べて著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められるものを除き、合理的な基準に基づいて減損処理を行うこととしております。今後、株式市場等の状況によっては、有価証券評価損を計上する可能性があります。

③貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づいて、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しておりますが、貸付先の財務状況が変化した場合には、貸倒損失や貸倒引当金の追加計上が発生する可能性があります。

④支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金等のうち、未だ支払っていない金額を見積り、支払備金として積み立てております。今後、見積りに影響する新たな事実の発生等により、支払備金の計上額が当初の見積り額から変動する可能性があります。

⑤責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行及びパンデミック型の疾病等の大数の法則が機能しないリスクに備えるため、責任準備金を積み立てております。当初想定した環境や条件等が大きく変動した場合には、責任準備金を上回る保険金支払が発生する可能性があります。

(6) 経営成績等に重要な影響を与える要因

当社の経営成績等に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は1,127百万円であり、主なものは、業務の効率化を目的とした基幹システムの製作によるものであります。

なお、当社は損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
		建物	その他の有形固定資産	ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	本社事務所	21	156	60	1,252	1,490	241 (19)
事務センター (青森県青森市)	事務所	18	22	—	—	41	188 (17)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記事務所の建物を賃借しております。年間の賃借料は298百万円であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

4. 当社は損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 新設

当社の設備投資計画は、市場動向、財政状態、利益計画等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加 能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
データセンター等 (千葉県印西市)	全社 (共通)	基幹システム等	1,514	1,252	自己資金 及び増資 資金	2017年 10月	2020年 1月	(注) 2
データセンター等 (千葉県印西市)	全社 (共通)	商品対応システム等	70	—	自己資金 及び増資 資金	2020年 1月	2021年 3月	(注) 2

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 改修

該当事項はありません。

(3) 売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （2019年3月31日）	提出日現在発行数（株） （2019年6月24日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,335,657	5,351,197	東京証券取引所 （マザーズ）	単元株式数 100株
計	5,335,657	5,351,197	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第9回新株予約権 (い)	第10回新株予約権 (い)	第11回新株予約権 (い)	第11回新株予約権 (ろ)
決議年月日	2009年6月30日	2010年6月28日	2016年5月26日	2017年2月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 29	当社取締役 1 当社従業員 28	当社取締役 4 当社従業員 30	当社取締役 1 当社従業員 17
新株予約権の数(個)※	290 [250] (注) 1	580 (注) 1	146,600 [132,100] (注) 1	16,250 [15,250] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類※	普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数(株)※	290 [250] (注) 1、2	580 (注) 1、2	146,600 [132,100] (注) 1、2	16,250 [15,250] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	913 (注) 3		640 (注) 3	
新株予約権の行使期間※	自 2009年 7月 2日 至 2019年 6月30日	自 2010年 7月 2日 至 2020年 6月28日	自 2018年 5月28日 至 2026年 3月23日	自 2019年 2月25日 至 2026年 3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 913 資本組入額 457		発行価格 640 資本組入額 320	
新株予約権の行使の条件※	(注) 4			
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5			

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できません。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではありません。
- ①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位
 - ②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位
- また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できません。
5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとします。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とします。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とします。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とします。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができるものとします。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定します。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとします。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年 3月31日 (注) 1	普通株式 782,000	普通株式 1,958,044 A種株式 900,000 B種株式 350,000	250	3,314	250	3,028
2016年 3月31日 (注) 2	普通株式 1,971,520 A種株式 △900,000	普通株式 3,929,564 B種株式 350,000	—	3,314	—	3,028
2016年 3月31日 (注) 3	普通株式 766,703 B種株式 △350,000	普通株式 4,696,267	—	3,314	—	3,028
2017年12月31日 (注) 8	普通株式 1,200	普通株式 4,697,467	0	3,315	0	3,028
2018年 4月24日 (注) 4	普通株式 450,000	普通株式 5,147,467	589	3,905	589	3,618
2018年 5月28日 (注) 5	普通株式 102,700	普通株式 5,250,167	134	4,039	134	3,753
2018年 8月20日 (注) 6	普通株式 10,000	普通株式 5,260,167	19	4,059	19	3,773
2018年10月19日 (注) 7	普通株式 7,200	普通株式 5,267,367	15	4,075	15	3,789
2018年 4月 1日～ 2019年 3月31日 (注) 8	普通株式 68,290	普通株式 5,335,657	22	4,097	22	3,811

(注) 1. 有償第三者割当

主な割当先 YCP Holdings Limited、(株)フォーカスキャピタルマネジメント、(株)ソウ・ツー 他5名
782,000株

発行価格 640円

資本組入額 320円

「(株)フォーカスキャピタルマネジメント」は、2016年4月に「(株)フォーカス」に商号を変更しております。

2. 取得条項付株式の転換によるA種株式900,000株の減少及び普通株式1,971,520株の増加

3. 取得請求権付株式の転換によるB種株式350,000株の減少及び普通株式766,703株の増加

4. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
 - 発行価格 2,850円
 - 資本組入額 1,311円
5. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）
 - 割当先 大和証券株式会社
 - 割当価格 2,622円
 - 資本組入額 1,311円
6. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加
 - 割当先 取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く）5名
 - 発行価格 3,990円
 - 資本組入額 1,995円
7. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加
 - 割当先 執行役員5名及び従業員28名
 - 発行価格 4,430円
 - 資本組入額 2,215円
8. 新株予約権の行使による増加
9. 2019年4月1日から2019年5月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が15,540株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	5	13	29	22	3	896	968	—
所有株式数（単元）	—	6,630	396	37,550	3,089	4	5,671	53,340	1,657
所有株式数の割合（%）	—	12.43	0.74	70.40	5.79	0.01	10.63	100.00	—

（注）自己株式500株は「個人その他」に5単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ドリームインキュベータ	東京都千代田区霞が関3-2-6	3,034	56.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	483	9.06
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブ ローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECITCUT, USA (東京都中央区日本橋茅場町3丁目2番 10号)	235	4.41
双日株式会社	東京都千代田区内幸町2-1-1	234	4.39
株式会社フォーカス	東京都港区虎ノ門1-12-15	234	4.39
株式会社ソウ・ツー	大阪府枚方市桜町9-1	210	3.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	162	3.04
アイペット損害保険従業員持株会	東京都港区六本木1-8-7	91	1.72
山村 鉄平	東京都大田区	28	0.53
工藤 雄太	東京都江東区	27	0.52
計	—	4,740	88.85

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,333,500	53,335	—
単元未満株式	普通株式 1,657	—	—
発行済株式総数	5,335,657	—	—
総株主の議決権	—	53,335	—

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アイペット損害保 険株式会社	東京都港区六本木 一丁目8番7号	500	—	500	0.01
計	—	500	—	500	0.01

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	500	—
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当社の取締役に対し譲渡制限付株式報酬として割り当てた普通株式の一部を無償取得したものです。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行なった取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行なった取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行なった取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	500	—	500	—

3【配当政策】

当社は保険事業の経営基盤を確立させるフェーズにあるため、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当面の間は内部留保の充実を図りつつ、事業拡大や事業効率化のための投資、優秀な人材の確保や育成投資等の中長期的投資に充当し、企業価値の増大に努める方針であります。今後につきましては、将来の成長戦略、業績、財務状況等を総合的に勘案して利益配当も検討してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は会社法に規定する中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

[1] コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を経営理念に掲げ、健全かつ安定した事業経営、ご契約者さまの保護、お客さまの利便性向上および透明性のある経営を軸として企業価値向上に努めております。

これらを推進する経営態勢として、当社は執行役員制度の導入による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る一方で、独立役員要件を満たす社外取締役の選任等を通じて経営監督機能を強化し、実効性のあるコーポレート・ガバナンス態勢の構築に努めております。また2019年6月、監査等委員会設置会社へ移行し、各監査等委員が取締役の業務執行の適法性・妥当性を監査しております。

[2] 会社の機関の内容及び当該体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンス態勢に係る主要な機関・機能は次のとおりであります。当社は、取締役会の監督機能を強化し、かつ監督と執行の分離を進めつつ経営の機動性を高め、これらにより当社の企業価値のさらなる向上を図ることを目的として、2019年6月22日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行しております。

①取締役会

当社の取締役会は、山村鉄平、工藤雄太、青山正明、有岡正裕、武藤正典、足田英一郎（2019年7月1日就任予定）、原田哲郎、星田繁和、比護正史、石井雅実の10名で構成され、うち星田繁和、比護正史、石井雅実は、社外取締役であります。代表取締役社長執行役員である山村鉄平を議長とし、業務執行に関する重要な意思決定を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。当社の取締役会は、原則毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

②監査等委員会

当社の監査等委員会は、星田繁和、比護正史、石井雅実の3名で、全員社外取締役で構成されております。星田繁和を議長とし、原則毎月1回定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催いたします。各監査等委員は、それぞれ専門的な立場において豊富な経験と高い見識を有しており、内部統制システムを活用した監査・監督を実施し、取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べます。また、監査等委員である取締役は、必要な情報の収集や調査を監査部に指示し、監査部が収集した情報や調査の結果を監査等委員会に提示することにより、監査の実効性を確保しております。

③経営会議

当社は、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要事項について協議を行い、または経営に関する重要事項について報告を受け、会社の経営目標を達成すべく、重要事項を把握、もしくは協議することを目的とし経営会議を設置しております。経営会議は、原則毎月2回以上開催し、代表取締役社長執行役員である山村鉄平を議長とし、常勤取締役、執行役員、所定の部長および室長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員である星田繁和、監査部長が参加しております。

④ERM委員会

当社は、経営会議の諮問機関として、全社のリスクの分析およびそれに基づく対応の検討・実施、リスク管理態勢の適切な運営ならびにリスク情報の経営計画等への反映を目的としERM委員会を設置しております。ERM委員会は原則四半期毎に開催し、コンプライアンス・リスク管理部管掌役員である有岡正裕を委員長とし、代表取締役社長ならびに営業企画部管掌役員である山村鉄平、経営企画部管掌役員である青山正明、財務経理部管掌役員である工藤雄太、経営企画部長、およびコンプライアンス・リスク管理部長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員である星田繁和、監査部長が参加しております。

⑤コンプライアンス委員会

当社は、経営会議の諮問機関として、コンプライアンスに関する事項の分析およびそれに基づく対応の検討・実施、ならびにコンプライアンス態勢を適切に運営することを目的としコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、原則毎月1回開催し、コンプライアンス・リスク管理部管掌役員である有岡正裕を委員長とし、経営企画部長、コンプライアンス・リスク管理部長、人事部長、総務部長、保険金サービス部長、契約サービス部長、お客さまサポート部長、IT開発部長、営業企画部長、マーケティング統括部長、および営業推進本部長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員である星田繁和、監査部長が参加しております。

⑥事務委員会

当社は、経営会議の諮問機関として、事務処理に関する事項の分析およびそれに基づく対応の検討・実施ならびに事務処理態勢を適切に運営することを目的とし事務委員会を設置しております。事務委員会は原則毎月1回開催し、契約サービス部・保険金サービス部管掌役員である有岡正裕を委員長とし、経営企画部長、コンプライアンス・リスク管理部長、保険金サービス部長、契約サービス部長、お客さまサポート部長、IT開発部長、営業企画部長、マーケティング統括部長、および営業推進本部長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員である星田繁和、監査部長が参加しております。

⑦システム委員会

当社は、経営会議の諮問機関として、社内システム全般に関する事項の分析およびそれに基づく対応の検討・実施ならびに事務処理態勢を適切に運営することを目的としシステム委員会を設置しております。システム委員会は原則毎月1回開催し、IT開発部・ITサービス部管掌役員である工藤雄太を委員長とし、経営企画部長、コンプライアンス・リスク管理部長、保険金サービス部長、契約サービス部長、IT開発部長、およびITサービス部長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員である星田繁和、監査部長が参加しております。

⑧商品委員会

当社は、経営会議の諮問機関として、商品および付帯サービス等の開発・改廃に関する事項の分析およびそれに基づく対応の検討・実施ならびに商品開発等の態勢を適切に運営することを目的とし商品委員会を設置しております。商品委員会は原則隔月1回開催し、経営企画部管掌役員である青山正明を委員長とし、経営企画部長、コンプライアンス・リスク管理部長、保険金サービス部長、契約サービス部長、IT開発部長、営業企画部長、マーケティング統括部長、および営業推進本部長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員である星田繁和、監査部長が参加しております。

⑨財務管理委員会

当社は、経営会議の諮問機関として、流動性リスクおよび資産運用リスクに関する事項の分析およびそれに基づく対応の検討・実施、ならびに流動性リスクおよび資産運用リスク態勢を適切に運営することを目的とし財務管理委員会を設置しております。財務管理委員会は原則四半期毎に開催し、財務経理部管掌役員である工藤雄太を委員長とし、経営企画部長、コンプライアンス・リスク管理部長、財務経理部長、および資産運用部長で構成されております。またオブザーバーとして、常勤監査等委員である星田繁和、監査部長が参加しております。

[3] 内部統制システムの整備状況

当社では、業務の適正を確保するための体制を構築するため、以下の通り「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。

①当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、保険業法に基づき認可を受けた保険会社として、損害保険の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保するための態勢を構築する。

イ. 親会社に対して業務の執行状況、当社の重要事項を適時報告する等により情報交換を行い、企業集団としての業務の適正確保に努める。

②取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役会および経営会議における取締役・執行役員による職務執行の状況報告を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。また、経営会議の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守態勢の全般的統制・管理を行う。

イ. 取締役会は、法令等遵守の具体的なコンプライアンスを推進するための基本的な方針として「倫理規範」および「コンプライアンス基本方針」を定め、役職員へのコンプライアンスの徹底を図る。

ウ. コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス課題への対応の具体的実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定めるとともに、その進捗を管理するためにコンプライアンスに関する統部署を設置する。

エ. 「アイペットヘルプライン（内部通報制度）」を設置し、法令遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む。）には、公益通報者保護法に基づく通報を行うことが可能な体制を整備する。

オ. 反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組み、コンプライアンス委員会で反社会的勢力への対応体制を整備し、社内啓蒙の推進等を行うとともに、外部専門機関とも連携して毅然たる対応を行う。

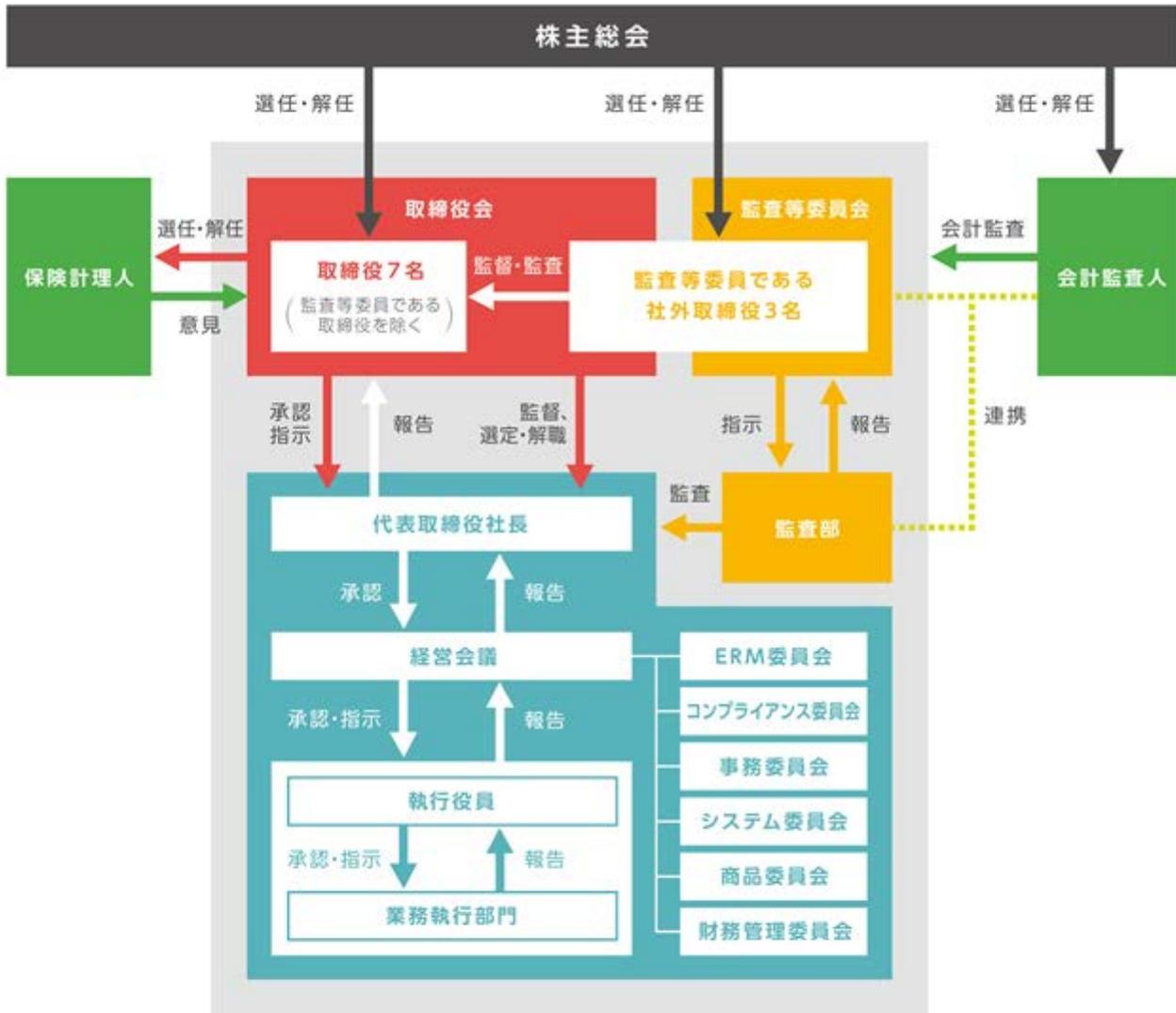
カ. 「情報セキュリティ基本方針」を定め、個人情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。

キ. 「利益相反管理に関する基本方針」を定め、お客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するための態勢を整備する。

ク. 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置し、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について実査および評価を行う。内部監査結果については、監査等委員会に報告を行い、監査等委員は取締役会に報告する。

- ③リスク管理に関する体制
- ア. 取締役会で適切なリスク管理を行うため、「リスク管理方針」を定め、各種リスクについて常に把握できる体制を整備する。
 - イ. 「リスク管理方針」にしたがい、リスク管理を適切に実施するための組織・体制を整備し、その責任を明確にするとともに、当社の抱えるリスクおよびリスク管理の状況を取締役に報告する。
 - ウ. リスク管理の状況については監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告等を行う。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回以上の取締役会を開催し、また、迅速な意思決定を行うため、必要に応じ臨時取締役会または電子による取締役会を開催し、重要な決定を行う。
 - イ. 規程等、職務権限、意思決定ルール等を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる態勢を整備する。
- ⑤取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 規程等を定め、取締役会等の重要な会議の議事録および関連資料ならびにその他取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理の徹底を図る。
- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき職員に関する事項
- ア. 監査部を監査等委員会の職務を補助する組織とし、監査部の職員は監査等委員会の職務を補助するスタッフ（以下、「監査等委員会スタッフ」）として、監査等委員会の職務を補助する。
 - イ. 監査等委員会スタッフに対する人事考課、人事異動および懲戒処分は、監査等委員会の同意を得たうえで行う。
 - ウ. 監査等委員会スタッフは、その業務に関して監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員以外の取締役等からの指揮命令を受けない。
 - エ. 監査等委員会スタッフは、その業務に関して必要な情報収集権限を有する。
- ⑦監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 役職員は、重大な法令・定款違反その他会社の業務または業績に与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告し、また、コンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に監査等委員会に報告する。
 - イ. 監査等委員会へ報告をした役職員に対し、会社は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならない。監査等委員会は、その事実を知った場合は、代表取締役に対して是正を要請することができる。
 - ウ. 監査等委員会が、取締役の職務執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告した場合は、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査等委員会に報告する。
 - エ. 役職員は、内部通報制度の通報内容を速やかに監査等委員会に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。
- ⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - イ. 監査等委員は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができる。
 - ウ. 役職員は、いつでも監査等委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催する。
 - エ. 監査等委員が、取締役、内部監査部門、会計監査人、およびその他監査等委員の職務を適切に遂行するうえで必要な者（保険計理人や役職員等）との十分な意見交換を行う機会を確保する。
 - オ. 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、適切に処理する。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



[4] リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の整備の状況

① リスク管理態勢の整備状況

ア. ERMに関する組織態勢

経営会議の諮問機関としてのERM委員会の設置を通じ、当社が直面する経営上のリスクに的確に対応し、お客さま・株主・その他すべてのステークホルダーへの責任を果たすべく、以下の事項を適切に把握・評価し、管理するためのリスク管理態勢を構築しております。

- ・ トップリスクへの対応状況
- ・ 個別リスクの管理状況
- ・ ソルベンシー・マージン比率の推移状況
- ・ ストレステスト結果
- ・ リバース・ストレステスト結果
- ・ 経済価値フィールドテスト結果
- ・ 資本配賦運営に関する事項

イ. リスク管理方針

当社の経営方針を実現し、当社を取り巻く環境の変化等によるリスクの増大および多様化への的確な対応、損害保険会社としての社会的使命を的確に果たし、健全な経営の維持発展を通じた顧客主義の実現のため、以下に定めるリスクの特定、計測、制御、モニタリングのプロセスなど、適切な管理態勢を構築するためリスク管理方針を整備しております。

- ・ 統合的リスク
- ・ 保険引受リスク
- ・ 資産運用リスク
- ・ 流動性リスク
- ・ 事務リスク
- ・ システムリスク

ウ. リスク選好方針

当社の経営理念、経営方針をふまえた「健全かつ持続的な成長」の実現のため、資本、リスク、リターンとのバランスを適正に管理し、会社として保有し得るリスクの種類等についてリスク選好の基本方針を定め、当社による収益の源泉として管理すべきリスク（コアリスク）であるとの観点から、主として保険引受リスクおよび資産運用リスクを取り、リスクとリターンのバランスを勘案したコントロールを行い、健全性を確保したうえで、収益性と資本効率の向上を目指すこととしております。

また、事務リスク、システムリスク等の、事業に付随して生じるリスクについては、その所在を明確にし、これらリスクの所管部門を中心としたリスク発生の防止・軽減に努めております。

エ. リスクプロファイルとリスクの測定

当社のリスクプロファイルとしては、以下の特徴が挙げられます。

- ・ 一般保険リスクがリスク全体の90%程度を占めている。
- ・ 資産運用リスク及び経営管理リスクは限定的である。
- ・ リスク間の分散効果はほとんど無い。
- ・ 損害率が低い水準にある現状においては、保険引受リスクは正味既経過保険料に比例している。

オ. リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）

当社の保有するリスクは保険引受リスクが約90%を占めており、ビジネスラインはペット保険のみです。このため、現在は、ビジネスラインやリスクカテゴリーごとのORSAまでは実施しておりません。

また、当社は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じた追加的な経営上または財務上の対応を講ずるためストレステスト（想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析を意味し、感応度テストを含むものとする）およびリバース・ストレステスト（経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するためのストレステスト）を行うことを明文化（リスク管理方針・リスク管理規程）し、当事業年度は、以下のストレス・テスト及びリバース・ストレステストを実施しております。

[ストレステスト]

過去に実際に発生した社会的な事象等で、影響が甚大と考えられるシナリオを用いて検証

- ・ 損害率の急激な上昇
- ・ マーケット環境の急激な変化
- ・ 当社に生じた大幅な資産毀損等
- ・ 大量の個人データ流出

- ・上記の事象が複合的に発生

[リバース・ストレステスト]

ソルベンシー・マージン比率が200%に抵触し保険会社としての経営が成り立たなく事例を検証

- 新規契約ゼロ、保有契約の継続的な減少が続いた場合
- 新規契約の増加と高い継続率が続いた場合
- 流動性の低い運用資産の時価の減少が続いた場合

また、現在行っている保険料率や商品施策等に関する重要な取組みは以下のとおりです。

- ・ロスレシオの分析（商品別、チャネル別、年齢別等）を通じた商品料率、販売戦略の検討
- ・代理店別のプロフィットテスト（代理店毎の収益状況をモニタリング）を通じた販売戦略の検討

カ. ORSAの評価・検証

監査部による内部監査では、ORSAの評価・検証の一環として、ERM委員会への出席や関連部門に対する質問等を通じてERM態勢の構築状況のモニタリングを通年でを行い、その結果を取締役に報告しております。

[5] 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役3名との間で、会社法第427条第1項および当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

[6] 取締役の定数

当社の取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

[7] 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款で定めております。これらは、定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

[8] 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

①取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

②中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

③剰余金の配当等の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に定める事項について定めることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

④自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

[9] 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性10名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

2019年6月24日 (本書提出日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員	山村 鉄平	1975年3月27日生	1997年4月 安田生命保険相互会社入社 2013年5月 当社入社 2014年10月 当社取締役営業企画管理本部長 2015年6月 当社取締役総括補佐 2016年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)	(注)3	28,100
取締役 常務執行役員 人事部長	工藤 雄太	1977年8月2日生	2004年12月 新日本監査法人入所 2011年8月 当社入社 2013年6月 当社取締役人事総務部長兼財務経理部長 2015年5月 当社取締役財務経理部長兼資産運用部長 2015年6月 当社執行役員財務経理部長 2016年4月 当社取締役財務経理部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員財務経理部長 2019年4月 当社取締役常務執行役員人事部長 (現任)	(注)3	27,700
取締役 常務執行役員 社長室長	青山 正明	1979年11月25日生	2004年4月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2012年6月 当社社外取締役 2015年6月 株式会社ドリームインキュベータ執行役員 2016年4月 当社入社 2016年5月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員 2016年8月 当社取締役常務執行役員経営企画部長 2017年4月 当社取締役常務執行役員 2018年9月 株式会社ビザスク非常勤監査役 (現任) 2019年6月 当社取締役常務執行役員社長室長 (現任)	(注)3	4,900
取締役 執行役員	有岡 正裕	1953年3月20日生	1977年4月 日本生命保険相互会社入社 2007年4月 大星ビル管理株式会社出向 2009年6月 同社取締役 2011年6月 同社常務取締役 2016年4月 当社社外監査役 2017年1月 当社取締役 2018年7月 当社取締役執行役員 (現任)	(注)3	11,150
取締役 執行役員	武藤 正典	1953年9月29日生	1977年4月 日本生命保険相互会社入社 2002年3月 同社ネットワーク業務部長 2004年4月 ニッセイ同和損害保険株式会社出向 2004年4月 同社お客さまサービス部長 2006年4月 同社転籍 公務部長 2007年4月 同社執行役員公務部長 2008年4月 同社執行役員監査部長 2010年6月 ニッセイ同和損害調査株式会社社長 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害調査株式会社副社長 2014年7月 株式会社三木組非常勤監査役 2019年6月 当社取締役執行役員 (現任)	(注)3	-
取締役 執行役員	疋田 英一郎	1959年1月6日生	1982年4月 三井生命保険相互会社入社 2002年4月 同社津支社支社長 2004年4月 三井生命保険株式会社関西西エリア本部副本部長 2008年4月 同社商品開発部長 2010年4月 同社執行役員営業統括部長 2013年3月 同社常務執行役員営業戦略本部長 2013年10月 同社常務執行役員営業戦略統括本部長 2014年4月 独立行政法人医薬品医療機器総合機構監事 (2019年6月30日退任予定) 2019年7月 当社取締役執行役員 (就任予定)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	原田 哲郎	1965年9月22日生	1981年4月 海上自衛隊入隊 1990年4月 日本生命保険相互会社入社 2000年10月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2006年6月 同社執行役員 2017年11月 当社取締役(現任) 2018年6月 株式会社ドリームインキュベータ取締役執行役員(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	星田 繁和	1953年8月31日生	1977年4月 三井生命保険相互会社入社 2004年4月 三井生命保険株式会社執行役員 2006年4月 同社常務執行役員 2008年6月 同社取締役常務執行役員 2010年4月 同社取締役専務執行役員 2012年6月 公益財団法人三井生命厚生財団理事長 2017年1月 当社社外監査役 2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	比護 正史	1950年12月8日生	1973年4月 大蔵省入省 1997年7月 北海道財務局長 1998年10月 預金保険機構金融再生部長 2001年7月 財務省大臣官房審議官 2004年4月 日本環境安全事業株式会社取締役 2005年1月 弁護士登録 2007年6月 株式会社損害保険ジャパン顧問 2012年7月 ニッセイ・リース株式会社顧問 2013年4月 白鷗大学大学院法務研究科教授 2013年9月 一般社団法人第二地方銀行協会参与 2014年6月 株式会社岡三証券グループ社外監査役 2015年6月 同社社外取締役(現任) 2016年1月 ブレークモア法律事務所パートナー(現任) 2016年4月 当社社外取締役 2017年4月 白鷗大学法学部教授(現任) 2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	石井 雅実	1952年9月4日生	1976年4月 安田火災海上保険株式会社入社 2005年4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員 企画開発部長兼団体組織開発部長 2005年7月 同社執行役員 2007年4月 同社常務執行役員企業営業企画部長 2007年6月 同社取締役常務執行役員 2010年6月 同社代表取締役専務執行役員関西第一本部長 2011年4月 同社代表取締役副社長執行役員関西第一本部長 2012年6月 株式会社かんぼ生命保険取締役兼代表執行役社長 2013年6月 日本郵政株式会社取締役 2014年7月 株式会社損害保険ジャパン顧問 2014年9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問 2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 株式会社南都銀行社外取締役(就任予定)	(注)4	-
計					71,850

- (注) 1. 2019年6月22日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役星田繁和、比護正史及び石井雅実は、社外取締役(監査等委員)であります。
3. 2019年6月22日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。なお、疋田英一郎は、2019年7月1日付の就任予定であります。
4. 2019年6月22日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員は除く）の氏名及び担当は以下のとおりであります。

役名	氏名	担当
執行役員	河村 陽介	契約サービス部、お客さまサポート部
執行役員	雨宮 士朗	コンプライアンス・リスク管理部
執行役員	河西 正人	マーケティング統括部
執行役員	長森 諭志	営業推進本部
執行役員	渡邊 章	IT開発部、ITサービス部

6. 当社は、法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。なお、当社の補欠監査等委員である取締役は社外取締役の補欠として選任されたものであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
待鳥 啓信	1953年6月23日生	1977年4月 日本生命保険相互会社入社 2003年3月 同社新商品管理部長 2005年3月 同社総務部長兼健康管理室長 2008年4月 株式会社アルバック顧問 2008年9月 同社監査役 2015年12月 みんな電力株式会社監査役（現任）	—

② 社外役員の状況

当社は、独立役員である社外取締役3名（いずれも監査等委員）を選任しております。

ア. 社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

各社外取締役と当社との間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

イ. 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

高い独立性及び専門的な知見に基づく、客観的かつ適切な監視、監督により、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を担っております。

ウ. 社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社では、社外取締役を選任するにあたり、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、期待される職務を適切かつ十分に遂行いただける方を選任しております。

エ. 社外取締役の選任状況に関する当社の考え方

社外取締役星田繁和は、保険会社における豊富な業務経験を通じて培われた企業経営等に関する高い見識を有しております。また2017年より当社の監査役を務め、公正中立な立場から適切な意見を述べております。こうした経験や知見から、監査等委員として社外取締役の職務を適切に遂行可能であると考えております。

社外取締役比護正史は大蔵省・財務省において要職を歴任した経験と、金融法務に関する弁護士としての専門的見地を有しております。また2016年からは当社社外取締役として、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見から、監査等委員として社外取締役の職務を適切に遂行可能であると考えております。

社外取締役石井雅実 は保険会社における豊富な業務経験・経営経験を通じて培われた企業経営等に関する高い見識を有しております。こうした経験や知見から、監査等委員として社外取締役の職務を適切に遂行可能であると考えております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役3名はいずれも監査等委員である取締役であり、監査等委員として監査部に必要な指示を行います。また、社外取締役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の会議を通じて内部統制部門との情報交換・連携を行うとともに、会計監査人と定期的に意見交換を重ねることで相互連携を図り、取締役の職務執行に対する監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会による監査の状況

当社の監査等委員会は3名（全員が社外取締役）で構成されており、うち1名が常勤の監査等委員として社内の重要な会議に出席し意見を述べる等、監査の実効性確保に努めております。監査等委員会は原則として月1回開催し、監査等委員会による監査その他重要事項について審議・決議をしております。また、監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席するほか、会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を通して、業務及び財産の状況の監査、取締役の業務執行を監督しております。

各監査等委員について、星田繁和は保険業及び経営全般に関する見識から、比護正史は金融法務に関する弁護士としての専門的見地から、石井雅実は保険会社における豊富な業務経験、経営経験等を通じて培われた企業経営等に関する高い見識から、それぞれ当社社外取締役としての職務を適切に遂行可能であると考え、社外取締役に選任しております。

②内部監査の状況

当社は内部監査部門として監査部（5名）を設置し、内部監査を実施しております。監査部は、社内の各部門から独立した組織として客観的な立場から、法令遵守態勢等を含む内部管理態勢の適切性・有効性について他の部門からの干渉を受けることなく検証・評価を行い、課題の改善に向けた指摘・提言を行います。そして、内部監査実施後も是正改善の状況について適時フォローアップ監査を行い、内部監査の実効性確保に努めています。また、監査等委員会および会計監査人との定期的な連絡会を設けており、各監査の実施状況や結果等について意見交換を行うことで適時連携を図り、実効性ある監査の実施に努めております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（注）新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

b. 業務を執行した公認会計士

佐藤 明典

嶋下 裕嗣

c. 監査業務にかかる補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他15名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定につきましては、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、当該監査法人の監査実績、独立性に関する事項、品質管理の方針や手続き、監査計画やチーム編成等の監査実施体制、および監査報酬見積額等を総合的に考慮し、EY新日本有限責任監査法人を当社の会計監査人として選定しております。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

e. 監査役及び監査役会における監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行いました。この評価については、会計監査人の能力、監査品質に係る組織体制、職務内容、職務遂行状況等に基づき実効性のある監査活動が行われていると認識しており、独立性にも問題がないことから、再任が適切であると判断しております。

④監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f)iからiiiの規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
22	—	22	—

b. その他重要な報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査計画、監査日数、当社の規模、特性等を勘案して監査報酬を決定しております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査法人に対する監査報酬額について、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定方法を精査した上、同意をしております。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、報酬の額については、株主総会で定められた限度額の範囲内で、監査等委員でない取締役については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定します。

監査等委員でない取締役の報酬は、(a)役割や責任に応じて支給する固定報酬 (b)業務執行の状況、貢献度等に応じて支給する賞与 (c)株主との価値共有を進めることを目的として支給する譲渡制限付株式報酬で構成しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとしております。

監査等委員でない取締役（定款上の員数は10名以内、本書提出日現在は6名）の報酬等は、2019年6月22日開催の第15期定時株主総会において、年額300百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議をいただいております。また、これとは別枠で、同株主総会において、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）への譲渡制限付株式付与のための報酬限度額として年額100百万円以内と決議をいただいております。監査等委員である取締役（定款上の員数は5名以内、本書提出日現在は3名）の報酬限度額は、同株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。

なお、当事業年度における当社の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動としては、2018年6月26日に、取締役の個別の固定報酬について、同年7月26日に、取締役の個別の譲渡制限付株式報酬について、それぞれ審議・決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (注) (社外取締役を除く)	136	106	—	29	6
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外取締役	10	10	—	—	1
社外監査役	18	18	—	—	3

(注)1. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2018年6月26日開催の第14期定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議をいただいております。また、上記報酬枠とは別枠で、同株主総会において、譲渡制限付株式付与のための報酬限度額として年額100百万円以内と決議をいただいております。

2. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、2006年4月3日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議をいただいております。

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、損害保険会社を営んでおり、お客さまから保険料として収受した資金等を運用資金とし、安全性及び流動性に留意し、投資に当たっては許容できるリスクの範囲内で幅広い分散投資を行い、財務の健全性を維持したうえで安定した運用収益の確保に取り組んでおり、純投資目的である投資株式を保有しております。

また、業務遂行上の関係の維持強化やシナジー創出のため、純投資目的以外の目的である投資有価証券を保有しております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式で上場株式は保有しておりません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	1	54
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	54	事業シナジー創出
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式で上場株式は保有しておりません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	20	110	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	△1	△11

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、監査法人等が行うセミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	4,666	5,035
現金	0	0
預貯金	4,666	5,035
有価証券	2,160	3,566
社債	303	616
株式	—	164
外国証券	200	238
その他の証券	1,656	2,547
貸付金	※225	※2119
一般貸付	25	119
有形固定資産	※1153	※1232
建物（純額）	29	46
その他の有形固定資産（純額）	123	186
無形固定資産	346	1,312
ソフトウェア	54	60
ソフトウェア仮勘定	292	1,252
その他の無形固定資産	0	0
その他資産	1,814	2,472
未収保険料	723	906
未収金	735	888
未収収益	5	10
預託金	182	271
仮払金	115	284
その他の資産	52	111
繰延税金資産	84	834
貸倒引当金	△1	△1
資産の部合計	9,250	13,574
負債の部		
保険契約準備金	5,560	7,019
支払備金	※3794	※3963
責任準備金	※44,766	※46,056
その他負債	682	1,049
未払法人税等	51	384
預り金	43	43
未払金	552	592
仮受金	0	0
リース債務	35	29
賞与引当金	100	126
役員賞与引当金	—	30
株主優待引当金	—	4
特別法上の準備金	3	7
価格変動準備金	3	7
負債の部合計	6,347	8,237

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,315	4,097
資本剰余金		
資本準備金	3,028	3,811
資本剰余金合計	3,028	3,811
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△3,437	△2,586
利益剰余金合計	△3,437	△2,586
株主資本合計	2,906	5,322
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△3	14
評価・換算差額等合計	△3	14
純資産の部合計	2,902	5,336
負債及び純資産の部合計	9,250	13,574

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
経常収益	12,268	14,941
保険引受収益	12,212	14,831
正味収入保険料	※1 12,212	※1 14,831
資産運用収益	50	60
利息及び配当金収入	※6 30	※6 60
有価証券売却益	19	0
その他経常収益	6	49
経常費用	11,706	14,643
保険引受費用	6,983	9,398
正味支払保険金	※2 4,523	※2 5,788
損害調査費	354	493
諸手数料及び集金費	※3 1,146	※3 1,658
支払備金繰入額	※4 162	※4 168
責任準備金繰入額	※5 796	※5 1,289
資産運用費用	—	15
有価証券売却損	—	1
為替差損	—	2
その他運用費用	—	11
営業費及び一般管理費	4,713	5,224
その他経常費用	9	4
支払利息	0	0
貸倒引当金繰入額	△3	0
その他の経常費用	12	3
経常利益	561	297
特別利益	—	170
受取和解金	—	170
特別損失	258	3
固定資産処分損	※7 256	—
特別法上の準備金繰入額	2	3
価格変動準備金繰入額	2	3
税引前当期純利益	303	464
法人税及び住民税	77	348
過年度法人税等	—	28
法人税等調整額	193	△764
法人税等合計	271	△387
当期純利益	32	851

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	3,314	3,028	3,028	△3,470	△3,470	2,872
当期変動額						
新株の発行	0	0	0			1
当期純利益				32	32	32
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	0	0	0	32	32	33
当期末残高	3,315	3,028	3,028	△3,437	△3,437	2,906

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	13	13	2,886
当期変動額			
新株の発行			1
当期純利益			32
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△17	△17	△17
当期変動額合計	△17	△17	16
当期末残高	△3	△3	2,902

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	3,315	3,028	3,028	△3,437	△3,437	2,906
当期変動額						
新株の発行	724	724	724			1,449
新株の発行（新株予約権の行使）	22	22	22			44
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	35	35	35			71
当期純利益				851	851	851
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	782	782	782	851	851	2,416
当期末残高	4,097	3,811	3,811	△2,586	△2,586	5,322

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3	△3	2,902
当期変動額			
新株の発行			1,449
新株の発行（新株予約権の行使）			44
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）			71
当期純利益			851
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	17	17	17
当期変動額合計	17	17	2,433
当期末残高	14	14	5,336

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	303	464
減価償却費	70	89
株式報酬費用	—	34
雑損失	—	1
支払備金の増減額 (△は減少)	162	168
責任準備金の増減額 (△は減少)	796	1,289
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△74	26
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△16	30
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	—	4
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	2	3
利息及び配当金収入	△30	△60
有価証券関係損益 (△は益)	△19	13
支払利息	0	0
為替差損益 (△は益)	—	2
受取和解金	—	△170
有形固定資産関係損益 (△は益)	259	0
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△229	△526
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	221	△11
小計	1,443	1,361
利息及び配当金の受取額	21	53
利息の支払額	△0	△0
和解金の受取額	—	170
法人税等の支払額	△161	△55
法人税等の還付額	0	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,304	1,529
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	△100	594
有価証券の取得による支出	△1,624	△1,387
有価証券の売却・償還による収入	150	4
貸付けによる支出	△26	△112
貸付金の回収による収入	9	17
資産運用活動計	△1,591	△883
営業活動及び資産運用活動計	△287	645
有形固定資産の取得による支出	△58	△144
無形固定資産の取得による支出	△194	△922
預託金の差入による支出	△3	△98
預託金の回収による収入	0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	※2 △1,846	※2 △2,048
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株の発行による収入	—	1,449
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1	44
リース債務の返済による支出	△5	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4	1,484
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△547	964
現金及び現金同等物の期首残高	3,513	2,966
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,966	※1 3,931

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

その他の有形固定資産 4年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づいて、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
137	197

※2 貸付金のうち、破綻先債権等の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	—	—
3か月以上延滞債権額	0	—
貸付条件緩和債権額	0	0
合計	0	0

(注) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

※3 支払備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	794	963
同上に係る出再支払備金	—	—
差引(イ)	794	963
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	—	—
計(イ+ロ)	794	963

※4 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	3,018	3,832
同上に係る出再責任準備金	—	—
差引(イ)	3,018	3,832
その他の責任準備金(ロ)	1,748	2,223
計(イ+ロ)	4,766	6,056

(損益計算書関係)

※1 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
収入保険料	12,212	14,831
支払再保険料	—	—
差引	12,212	14,831

※2 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
支払保険金	4,523	5,788
回収再保険金	—	—
差引	4,523	5,788

※3 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
支払諸手数料及び集金費	1,146	1,658
出再保険手数料	—	—
差引	1,146	1,658

※4 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
支払備金繰入額（出再支払備金控除前、 （ロ）に掲げる保険を除く）	162	168
同上に係る出再支払備金繰入額	—	—
差引（イ）	162	168
地震保険および自動車損害賠償責任保険に 係る支払備金繰入額（ロ）	—	—
計（イ+ロ）	162	168

※5 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控 除前）	405	814
同上に係る出再責任準備金繰入額	—	—
差引（イ）	405	814
その他の責任準備金繰入額（ロ）	391	475
計（イ+ロ）	796	1,289

※6 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
預貯金利息	1	3
有価証券利息・配当金	28	56
貸付金利息	0	0
計	30	60

※7 固定資産処分損を次のとおり計上しております。

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

固定資産処分損256百万円は、事業規模拡大に向けて基幹システムを開発しておりましたが、開発作業の遅延に伴い今後の開発計画の見直しを行い、ソフトウェア仮勘定に計上していた資産を処分したことによる損失であります。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	4,696	1	—	4,697
合計	4,696	1	—	4,697

(注) 1. 自己株式については、該当事項はありません。

2. 普通株式の株式数の増加1千株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度期末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類、数は(ストック・オプション等関係)に記載しております。

2. スtock・オプション付与時における当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	4,697	638	—	5,335
合計	4,697	638	—	5,335
自己株式				
普通株式	—	0	—	0
合計	—	0	—	0

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加638千株は、公募による新株の発行による増加450千株、第三者割当による新株の発行による増加102千株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加68千株、譲渡制限付株式報酬による新株の発行による増加17千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、譲渡制限付株式につき譲渡制限が解除されなかった株式の無償取得による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度期末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類、数は（ストック・オプション等関係）に記載しております。

2. スtock・オプション付与時における当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
現金及び預貯金	4,666	5,035
有価証券	2,160	3,566
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,700	△1,104
現金同等物以外の有価証券	△2,160	△3,566
現金及び現金同等物	2,966	3,931

※2 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1年内	230	309
1年超	85	652
合計	316	962

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険業を営んでおり、お客さまから保険料として収受した資金等を運用資金としております。そのため、運用資産の安全性及び流動性に留意し、投資にあたっては、許容できるリスクの範囲内で幅広い分散投資を行い、財務の健全性を維持したうえで安定した運用収益の獲得に取り組んでおります。こうした取り組みによる市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクに対しては、当社の資産運用リスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主に預貯金、有価証券、保険料の未収債権であり、以下のリスクに晒されております。

預貯金は、主として普通預金及び定期預金であり、預入先の信用リスクや予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる資金繰りリスクに晒されております。また、預貯金の一部はデリバティブ内包型預金であり、満期日において元本金額が全額支払われる安全性が高い金融商品ではありますが、当該契約は金利の変動リスクを内包しております。

有価証券は、主として投資信託であり、発行体の信用リスク、金利・株価・為替等の相場変動による市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクに晒されております。

未収保険料及び未収金は、お客さま及び収納代行会社等の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義や管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程を取締役会で定め、これらの方針・規程に基づくリスク管理体制の下、取引執行部門と事務管理部門を明確に分離し、相互牽制が機能する体制を整えております。また、関係役員から構成される財務管理委員会が定期的に資産運用状況のモニタリングを行うことで、組織横断的なリスク管理を行っております。

上記に加え、個別に以下のリスク管理を行っております。

①. 信用リスク

預貯金及び有価証券については、資産運用リスク管理規程に基づきリスク・リミットを設け、預入先を格付の高い金融機関や発行体に限定するとともに、特定与信先への集中を避けることによりリスクをコントロールしております。

未収保険料及び未収金については、資産の自己査定及び償却・引当規程等に基づき、期日管理及び残高管理を行うことによりリスクをコントロールしております。

②. 市場リスク

有価証券の市場リスクについては、取締役会において定めたリスク・リミットの遵守状況を定期的に検証し、適切にリスクをコントロールしております。また、預貯金の一部であるデリバティブ内包型預金の金利の変動リスクについては、定期的に時価を把握する体制をとっております。

③. 流動性リスク

流動性リスクには、資金繰りリスクと市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクについては、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる態勢を構築しております。また、市場流動性リスクについては、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、キャッシュ・フローの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	4,666	4,651	△15
(2) 有価証券	2,160	2,160	—
(3) 未収保険料	723	723	—
(4) 未収金	735	735	—
資産計	8,285	8,270	△15

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	5,035	5,031	△4
(2) 有価証券	3,412	3,412	—
(3) 未収保険料	906	906	—
(4) 未収金	888	888	—
資産計	10,242	10,238	△4

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預貯金、(3) 未収保険料、(4) 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。一部の預貯金はデリバティブ内包型預金であり、時価の算定は取引金融機関から提示された価格によっております。

- (2) 有価証券

時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は取引所の価格、公表されている基準価格又は資産運用会社から提示された基準価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
組合出資金	100
非上場株式	54

上記金融商品は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	4,466	—	—	200
未収保険料	723	—	—	—
未収金	735	—	—	—
合計	5,925	—	—	200

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	4,835	—	—	200
有価証券	—	50	209	—
未収保険料	906	—	—	—
未収金	888	—	—	—
合計	6,630	50	209	200

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。
4. その他有価証券
前事業年度（2018年3月31日）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	公社債	202	200	2
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	903	886	17
	小計	1,105	1,086	19
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	公社債	101	102	△0
	株式	—	—	—
	外国証券	200	200	—
	その他	753	770	△17
	小計	1,054	1,072	△17
合計		2,160	2,158	2

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	公社債	515	509	5
	株式	12	11	0
	外国証券	—	—	—
	その他	1,757	1,695	61
	小計	2,284	2,217	67
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	公社債	101	102	△0
	株式	98	110	△12
	外国証券	238	250	△11
	その他	690	711	△21
	小計	1,128	1,174	△46
合計		3,412	3,391	21

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めていない。

5. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
その他	151	19	—
合計	151	19	—

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	2	0	1
その他	—	—	—
合計	2	0	1

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、キャッシュ・バランス・プラン型の確定給付企業年金制度を採用しております。

当社は、複数事業主制度による企業年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に処理しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に処理する、企業年金基金制度への要拠出額は、前事業年度41百万円、当事業年度32百万円であります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
年金資産の額	11,706	21,613
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	11,271	20,978
差引額	434	634

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合

前事業年度 0.47% (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当事業年度 0.31% (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の別途積立金434百万円及び当年度剰余金199百万円でありま

す。

また、上記(2)の割合は、当社の実際の負担割合とは一致しません。

なお、上記については財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点の情報に基づき作成しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2009年ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)	2010年ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名 当社従業員 29名	当社取締役 1名 当社従業員 28名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注) 2	普通株式 7,730株	普通株式 6,130株
付与日	2009年7月1日	2010年7月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社 子会社の取締役、監査役又は従業員 たる地位にあること。ただし、別途 取締役会の承認があった場合はこの 限りではない。	権利行使時において、当社及び当社 子会社の取締役、監査役又は従業員 たる地位にあること。ただし、別途 取締役会の承認があった場合はこの 限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2009年7月2日から 2019年6月30日まで	2010年7月2日から 2020年6月28日まで

	2016年ストック・オプション 第11回新株予約権 (い)	2016年ストック・オプション 第11回新株予約権 (ろ)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 3名 当社従業員 31名	当社取締役 1名 当社従業員 17名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注) 2	普通株式 227,500株	普通株式 20,500株
付与日	2016年5月27日	2017年2月24日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社 子会社・関連会社の取締役、監査役 又は従業員の地位にあること。ただ し、別途取締役会の承認があった場 合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社 子会社・関連会社の取締役、監査役 又は従業員の地位にあること。ただ し、別途取締役会の承認があった場 合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年5月28日から 2026年3月23日まで	2019年2月25日から 2026年3月23日まで

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2009年ストック・ オプション 第9回新株予約権 (い)	2010年ストック・ オプション 第10回新株予約権 (い)	2016年ストック・ オプション 第11回新株予約権 (い)	2016年ストック・ オプション 第11回新株予約権 (ろ)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	219,000	20,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	9,250	—
権利確定	—	—	109,500	10,000
未確定残	—	—	100,250	10,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	940	1,320	—	—
権利確定	—	—	109,500	10,000
権利行使	650	740	63,150	3,750
失効	—	—	—	—
未行使残	290	580	46,350	6,250

②単価情報

	2009年ストック・ オプション 第9回新株予約権 (い)	2010年ストック・ オプション 第10回新株予約権 (い)	2016年ストック・ オプション 第11回新株予約権 (い)	2016年ストック・ オプション 第11回新株予約権 (ろ)
権利行使価格 (円)	913	913	640	640
行使時平均株価 (円)	3,976	4,018	4,353	3,988
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注)2011年9月16日付および2016年3月31日付で第三者割当増資による新株式の発行を行っております。これにより2009年ストック・オプションおよび2010年ストック・オプションについて、権利行使価格が調整されております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

560百万円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

251百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	0	0
事業税	10	12
普通責任準備金	40	83
異常危険準備金	489	622
賞与引当金	28	35
役員賞与引当金	—	8
減価償却費	0	6
税務上の繰延資産	—	34
その他	20	59
繰延税金資産小計	590	863
評価性引当額(注)	△500	△10
繰延税金資産合計	89	853
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△5	△18
繰延税金負債合計	△5	△18
繰延税金資産の純額	84	834

(注) 税効果会計における企業分類の変更等によるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	28.2	28.0
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	3.2
住民税均等割	5.7	3.8
所得拡大促進税制の特別控除額	—	△5.5
評価性引当額の増減	15.7	△105.7
繰越欠損金の期限切れ	34.3	—
税務調査等による影響額	—	△12.9
過年度法人税等	—	6.2
その他	2.8	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	89.3	△83.4

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、損害保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

経常収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	山村 鉄平	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.5	-	金銭報酬債権の現物出資(注)	11	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ドリームインキュベータ（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	617円99銭	1,000円32銭
1株当たり当期純利益	6円91銭	161円99銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	157円12銭

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であったことから期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は2018年4月25日付で東京証券取引所マザーズに上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算出しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (百万円)	32	851
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	32	851
普通株式の期中平均株式数 (千株)	4,696	5,253
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	—	162
(うち新株予約権 (千株))	(—)	(162)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数241,260個)。	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【事業費明細表】

(単位：百万円)

区分		金額
損害調査費・営業費及び一般管理費	人件費	2,311
	給与	(1,647)
	賞与引当金繰入額	(233)
	役員賞与引当金繰入額	(30)
	退職金	(-)
	退職給付費用	(32)
	厚生費	(366)
	物件費	3,279
	減価償却費	(81)
	土地建物機械賃借料	(349)
	営繕費	(9)
	旅費交通費	(133)
	通信費	(206)
	事務費	(309)
	広告費	(739)
	業務委託費	(628)
	システム費	(175)
	諸会費・寄附金・交際費	(74)
	その他物件費	(572)
	税金	126
	拠出金	-
	負担金	0
	計	5,717
(損害調査費)	(493)	
(営業費及び一般管理費)	(5,224)	
諸手数料及び集金費	代理店手数料等	1,658
	保険仲立人手数料	-
	募集費	-
	集金費	-
	受再保険手数料	-
	出再保険手数料	-
	計	1,658
事業費合計	7,376	

(注) 1. 金額は当事業年度の損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

2. その他物件費のうち主なものは、支払手数料、求人費であります。

3. 負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金であります。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	65	21	—	86	40	4	46
その他の有形固定資産	225	118	0	343	156	55	186
有形固定資産計	290	140	0	430	197	60	232
無形固定資産							
ソフトウェア	240	27	5	262	201	21	60
ソフトウェア仮勘定	292	960	—	1,252	—	—	1,252
その他の無形固定資産	0	—	—	0	0	0	0
無形固定資産計	533	987	5	1,514	202	21	1,312

(注) ソフトウェア仮勘定の増加は、主に次期基幹システムの構築によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

借入金等としてはリース債務がありますが、その当事業年度期首及び当事業年度末における金額は当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金					
個別貸倒引当金	1	0	—	0	1
貸倒引当金計	1	0	—	0	1
賞与引当金	100	252	213	12	126
役員賞与引当金	—	30	—	—	30
株主優待引当金	—	4	—	—	4
価格変動準備金	3	3	—	—	7

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、貸倒懸念債権の回収による戻入額であります。
2. 賞与引当金の当期減少額(その他)は、引当額と実際支給額の差額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（2019年3月31日）における主な資産及び負債の内容は次のとおりです。

①現金及び預貯金

内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	期末残高
現金	0
預貯金	5,035
（当座預金）	(1,017)
（普通預金）	(2,742)
（定期預金）	(1,104)
（別段預金）	(171)
計	5,035

②買入金銭債権

該当事項はありません。

③金銭の信託

該当事項はありません。

④有価証券

有価証券の内訳及び異動明細は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当期首 残高	当期 増加額	当期 評価益	当期 減少額	当期 評価損	評価差額	当期 末残高
社債	303	309	—	—	—	4	616
株式	—	180	—	3	—	△11	164
外国証券	200	50	—	—	11	—	238
その他の証券	1,656	852	—	1	—	40	2,547
計	2,160	1,392	—	5	11	33	3,566

⑤貸付金

a) 貸付金担保別内訳

貸付金の担保別内訳は次のとおりであります。

区分	当期首残高 (百万円)	構成比 (%)	当期末残高 (百万円)	構成比 (%)
その他	25	100.00	119	100.00
一般貸付計	25	100.00	119	100.00
約款貸付	—	—	—	—
合計	25	100.00	119	100.00
(うち劣後特約付き貸付)	(—)	(—)	(—)	(—)

b) 貸付金業種別内訳

貸付金の業種別内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
卸売業・小売業	—	100	100
その他 (うち個人住宅・消費者ローン)	25 (—)	19 (—)	△5 (—)
計	25	119	94
約款貸付	—	—	—
合計	25	119	94

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じております。

⑥その他資産

a) 未収保険料・代理店貸

未収保険料は、元受保険契約の保険料の未収入金で当社直扱のものを示し、代理店貸は、元受保険契約の保険料の未収入金で代理店扱のもの(ただし、代理店手数料を差し引いた正味)を示しております。

2019年3月31日現在における未収保険料及び代理店貸の種目別の残高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	ペット保険	その他	計
未収保険料	906	—	906
代理店貸	—	—	—
計	906	—	906

$$(注) \text{ 停滞期間} = \frac{\text{未収保険料(計)} + \text{代理店貸(計)}}{\text{月平均保険料(元受保険料} - \text{諸返戻金} - \text{代理店手数料)}} = 0.83\text{か月}$$

b) 未収金 888百万円

元受保険契約の保険料のうち保険料の収納代行業者に対する債権であります。

c) 仮払金 284百万円

勘定科目未定の支払金及び役務提供前の支払金であり、その主なものは、広告宣伝費の前払額127百万円であります。

⑦保険契約準備金

a) 支払備金 963百万円

当期末において既に発生した又は発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づいて補償するに必要と認められる金額を保険業法第117条、同施行規則第72条及び第73条の規定に基づき積み立てたものであります。

b) 責任準備金 6,056百万円

将来発生することあるべき損害及び異常災害損失のてん補並びに将来支払期日が到来する払戻金及び返戻金等の支払いに充てるなど保険契約上の責任遂行のため、保険業法第116条、同施行規則第70条及び第71条の規定に基づき積み立てたものであります。

c) 営業保険種目別支払備金及び責任準備金明細表

(単位：百万円)

区分	支払備金	責任準備金	(うち異常危険 準備金)	計
ペット保険	963	6,056	(2,223)	7,019
計	963	6,056	(2,223)	7,019

⑧その他負債

a) 未払金

592百万円

営業費及び一般管理費、代理店手数料に係る未払金であり、その主なものは、代理店に対する未払額226百万円、システム開発費用の未払額87百万円であります。

b) 仮受金

0百万円

勘定科目未定の受入金及び内入的性質の受入金であり、その主なものは、保険契約開始前に受領した保険料相当額0百万円であります。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
経常収益 (百万円)	3,465	7,089	10,920	14,941
税引前四半期 (当期) 純利益 (百万円)	138	199	450	464
四半期 (当期) 純利益 (百万円)	593	629	803	851
1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	116.92	121.46	153.74	161.99

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	116.92	6.84	32.38	8.85

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで																							
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内																							
基準日	毎年3月31日																							
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日																							
1単元の株式数	100株																							
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額																							
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.ipet-ins.com																							
株主に対する特典	<p>(1) 対象となる株主 毎年3月31日及び9月30日時点の株主名簿に記載又は記録された当社株式1単元（100株）以上を保有する株主に対し、所有株式数及び保有期間に応じて、株主優待ポイントを下表の通り贈呈いたします。</p> <p>(2) 株主優待制度の利用方法及び内容 下記「株主優待ポイント表」に基づいて、株主へ株主優待ポイントを贈呈し、株主限定の特設インターネットサイトにおいて、その株主優待ポイントとペット用品、雑貨、食品、電化製品、ギフト、旅行・体験などに交換できます。また、株主優待ポイントは、株式会社ウィルズが運営している「プレミアム優待倶楽部」の他社ポイントとも、共通株主優待コイン「WILLsCoin」と交換することで、合算してご利用いただくことが可能となります。</p> <p>株主優待ポイントは、毎年5月上旬、11月上旬に贈呈させていただく予定です。</p> <p style="text-align: center;">株主優待ポイント表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保有株式数</th> <th colspan="2">保有期間</th> </tr> <tr> <th>初年度（年間）</th> <th>2年目以降（年間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株～199株</td> <td>5,000ポイント</td> <td>5,500ポイント</td> </tr> <tr> <td>200株～299株</td> <td>10,000ポイント</td> <td>11,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>300株～399株</td> <td>20,000ポイント</td> <td>22,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>400株～499株</td> <td>30,000ポイント</td> <td>33,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>500株～599株</td> <td>40,000ポイント</td> <td>44,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>80,000ポイント</td> <td>88,000ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>2年以上保有の判定は、3月31日及び9月30日時点の株主名簿に同一株主番号で連続3回以上記載又は記録されることで行ないます。 株主優待ポイントは、次年度へ繰り越すことができます（株主優待ポイントは最大2年間有効）。</p>	保有株式数	保有期間		初年度（年間）	2年目以降（年間）	100株～199株	5,000ポイント	5,500ポイント	200株～299株	10,000ポイント	11,000ポイント	300株～399株	20,000ポイント	22,000ポイント	400株～499株	30,000ポイント	33,000ポイント	500株～599株	40,000ポイント	44,000ポイント	1,000株以上	80,000ポイント	88,000ポイント
保有株式数	保有期間																							
	初年度（年間）	2年目以降（年間）																						
100株～199株	5,000ポイント	5,500ポイント																						
200株～299株	10,000ポイント	11,000ポイント																						
300株～399株	20,000ポイント	22,000ポイント																						
400株～499株	30,000ポイント	33,000ポイント																						
500株～599株	40,000ポイント	44,000ポイント																						
1,000株以上	80,000ポイント	88,000ポイント																						

(注) 1. 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第14期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月27日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月13日関東財務局長に提出

（第15期第2四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） 2018年11月22日関東財務局長に提出

（第15期第3四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月13日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

①2018年7月2日関東財務局に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

②2019年4月3日関東財務局に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月24日

アイペット損害保険株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 明 典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鴨 下 裕 嗣
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイペット損害保険株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイペット損害保険株式会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。